

第5期柏原市障害福祉計画及び 第1期障害児福祉計画

平成30（2018）年3月

柏原市

ごあいさつ



柏原市では、障害の有無に関わらず、地域のつながりの中で、誰もが健康で安心して暮らしていけるまちを目指し、まちづくりの基本となる「第4次柏原市総合計画」のもと、平成27（2015）年3月に第4期障害福祉計画を策定し、障害福祉サービスの提供と充実に取り組んでまいりました。このたび、障害者施策をより効果的に実行するために、第5期柏原市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を策定いたしました。

今回策定いたしました計画は、期間が平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間ですが、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画に加え、今回は、児童福祉法が改正されたことに基づく障害児福祉計画も一体のものとして策定しております。

障害のある方が、地域で安心して暮らしていけるよう、障害児も含めた相談支援体制の充実、障害者の福祉施設から一般就労への移行の推進、職場定着の支援など、保健・医療・福祉・教育等の関係部局や福祉団体とも連携して取り組んでまいります。

このたび、障害福祉事業の取り組み状況を確認し、サービスの見込量や成果目標を定めましたが、その目標に沿うよう、今後3年間努めてまいります。また、計画期間の途中でも、計画の達成状況の確認や進捗状況の分析などの評価・点検を行い、障害者施策の充実を図ってまいります。

結びになりますが、この計画の策定にあたり、アンケート調査で貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、ヒアリング調査にご協力いただきました事業者、団体の関係者の方々、また、計画策定委員会の委員の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、今後の障害福祉施策の推進にあたりましても、ご尽力、ご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

平成30（2018）年3月

柏原市長 富宅 正浩

目次

第1章 第5期柏原市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画策定の趣旨と概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
第2章 柏原市の障害のある人の現状.....	4
1 市の人口推移.....	4
2 障害のある人の状況.....	5
3 障害のある人の就学状況.....	8
4 子ども・子育て支援事業の状況.....	9
第3章 アンケート、ヒアリング調査結果.....	10
1 アンケート結果.....	10
2 ヒアリング結果.....	17
第4章 障害福祉計画.....	26
1 数値目標の設定.....	26
2 障害福祉サービスの見込量.....	33
3 地域生活支援事業の見込量.....	51
第5章 障害児福祉計画.....	62
1 数値目標の設定.....	62
2 障害児通所支援等の見込量.....	64
3 子ども・子育て支援事業計画との連携.....	68
第6章 計画の推進・評価体制.....	74
1 計画の推進.....	74
2 進行管理と点検・評価.....	75
資料編.....	76
1 柏原市障害者計画等策定委員会設置要綱.....	76
2 委員名簿.....	78
3 策定の経過.....	79

第1章 第5期柏原市障害福祉計画及び

第1期障害児福祉計画策定の趣旨と概要

1 計画策定の趣旨

平成18（2006）年、障害のある人の権利の実現のための措置等について定める国際条約である「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます）が国際連合の総会で採択されました。日本は、平成19（2007）年に障害者権利条約に署名し、条約の締結に向けて国内法の整備などをすすめてきました。

平成23（2011）年には、障害のある人の施策の基本となる事項を定めた「障害者基本法」が改正され、障害の有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共に生きる社会（共生社会）を実現することなどを目的に、すべての障害のある人の社会参加の確保や、障害を理由とした差別の禁止などが盛り込まれました。

平成24（2012）年には、身体、知的、精神の3障害のサービスの一元化などを定めた障害者自立支援法が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます）として制定され、共生社会の実現に向けて社会的障壁を除去することが理念として掲げられたことや、制度の狭間となっていた難病等が障害者・障害児の対象に加わりました。

平成25（2013）年には、障害のある人に対して不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮を行うことなどを定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます）が成立し、平成28（2016）年から施行されました。

これらの法律の制定などをうけ、日本は平成26（2014）年1月に障害者権利条約を締結しました。

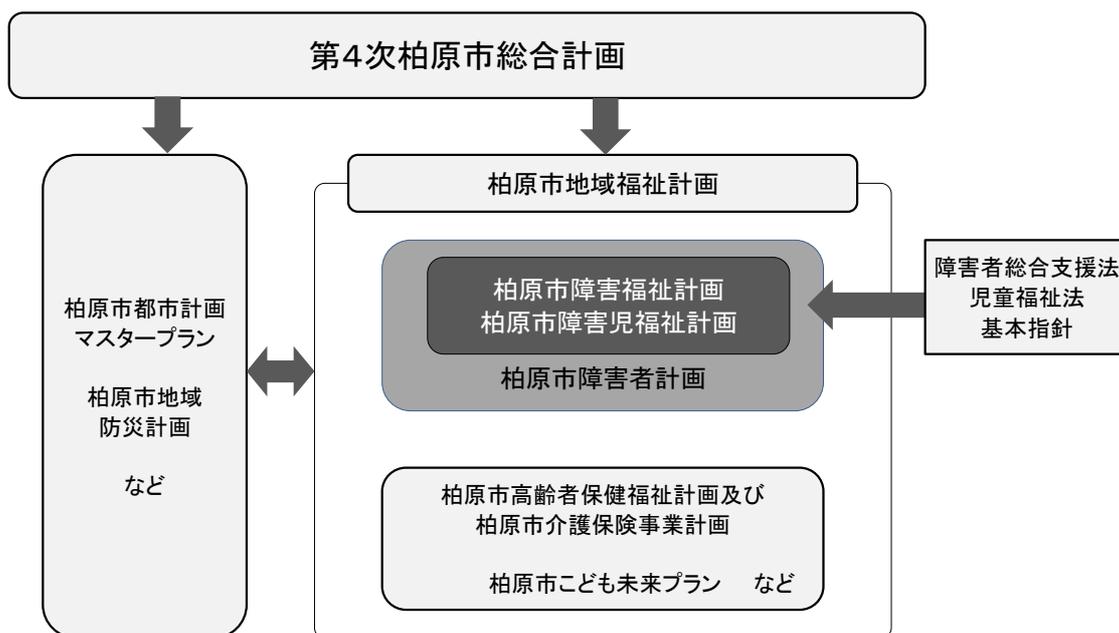
また、障害者総合支援法は、法律の施行から3年後を目途に、障害福祉サービスの在り方などに検討を踏まえた見直しを行うとされていたことから平成28（2016）年に改正され、生活や就労に関する新たなサービスの創設などが盛り込まれました。同時に、「児童福祉法」が改正され、障害のある児童に対する支援の拡充や障害児福祉計画を策定することなどが定められました。

本市では、平成27（2015）年3月に障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「柏原市障害者計画」と同時に、障害者計画の実施計画となる「第4期障害福祉計画」（以下「第4期計画」といいます）を策定し、障害福祉サービスの提供と充実に取り組んできましたが、第4期計画の期間が平成29（2017）年度で満了することから、こうした国の動きを踏まえるとともに、柏原市障害者計画における施策を効果的に実行するために、「第5期柏原市障害福祉計画」と「第1期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、これらの計画を一体的に策定しています。

また、本計画の策定にあたっては、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方に即するとともに、「柏原市総合計画」や「柏原市地域福祉計画」、「柏原市こども未来プラン（柏原市子ども・子育て支援事業計画）」などとの整合性を図っています。



障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「柏原市障害者計画」では、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有と障害者の固有の尊厳を目的とする障害者権利条約の批准、そして障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とする改正障害者基本法を踏まえ、基本理念を次のように定めています。

障害の有無によって分け隔てられることなく、
すべての人が基本的人権を有する個人として尊重され、
その尊厳にふさわしい暮らしが実現できる共生の地域社会づくり

3 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針で3年と定められています。本計画の期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間となります。

	平成 24年度 (2012年度)	平成 25年度 (2013年度)	平成 26年度 (2014年度)	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)
障害者基本計画	柏原市障害者計画			柏原市障害者計画					
障害福祉計画	第3期			第4期			第5期		
障害児福祉計画							第1期		

4 計画の策定体制

(1) 柏原市障害者計画等策定委員会の設置

有識者、社会福祉関係団体等の代表者、関係行政機関等の職員、公募委員などで構成する「柏原市障害者計画等策定委員会」において、計画内容を審議しました。

(2) 障害のある人のニーズの把握

障害のある人の現状や障害福祉サービスの利用意向等を把握し、サービス見込量の算定やその確保方策を検討するため、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児へのアンケート調査を実施しました。

また、障害福祉サービスに関わる課題や福祉施策への要望などを把握するために関係団体及び事業者へのヒアリング調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

広く市民の意見を募集するために、平成30（2018）年2月5日～2月26日の期間、パブリックコメントを実施しました。

第2章 柏原市の障害のある人の現状

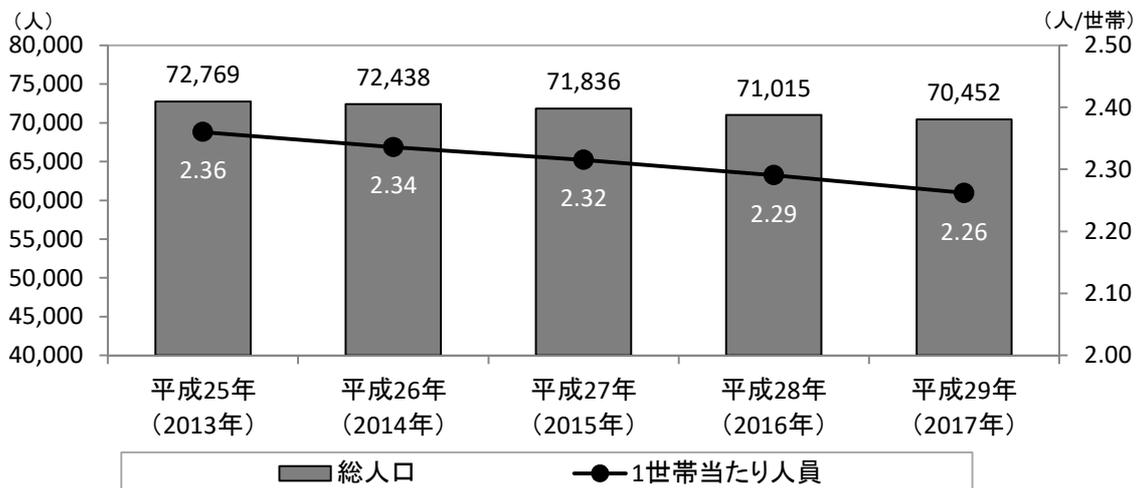
1 市の人口推移

市の人口は減少傾向にあります。平成29年（2017）年の人口は平成25（2013）年から約3%減少し、70,452人となっています。

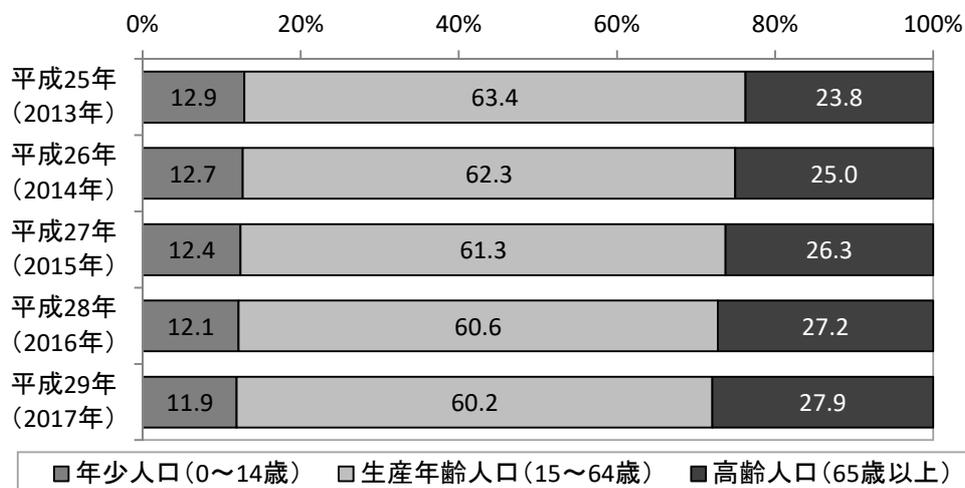
人口が減少している一方、世帯数は増加傾向にあることから、1世帯当たり人員についても減少傾向となっています。

人口構成を年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）が増加しており、年々高齢化が進展しています。

【人口及び1世帯当たり人員の推移】



【年齢3区分別人口構成の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

2 障害のある人の状況

(1) 身体障害のある人の状況

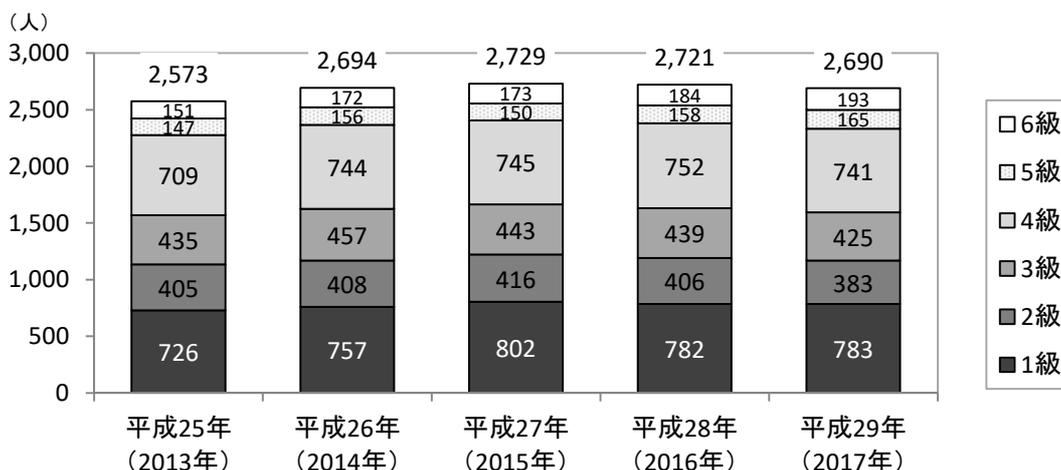
身体障害のある人（身体障害者手帳所持者）は平成 28（2016）年以降減少傾向がみられます。等級別にみると、主に 2 級と 3 級が減少し、5 級と 6 級が増加しています。

また、等級別の構成割合は、最も重度となる 1 級が最も多く、平成 29（2017）年では 29.1%となっています。

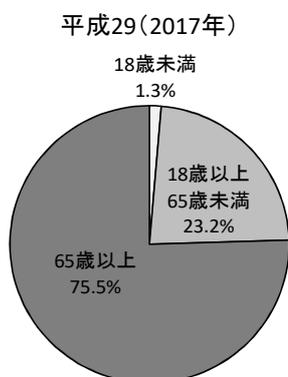
年齢別にみると、75.5%が 65 歳以上の高齢者となっています。

障害別にみると、肢体不自由が約半数を占めています。

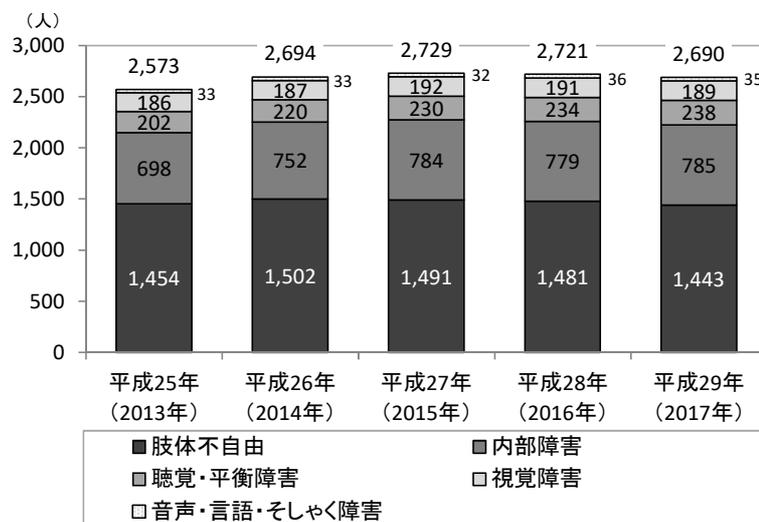
【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



【年齢 3 区分別構成】



【障害種別身体障害者手帳所持者数の推移】



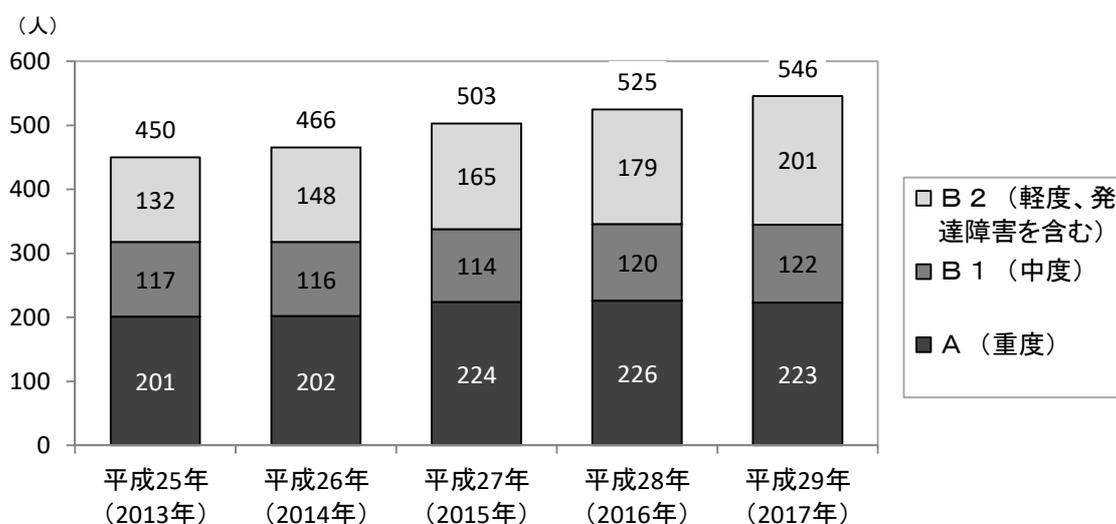
資料：柏原市障害福祉課（各年 3 月 31 日）

(2) 知的障害のある人の状況

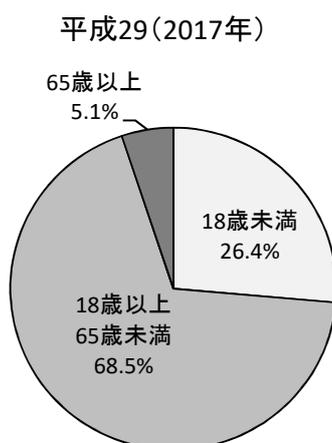
知的障害のある人（療育手帳所持者）は増加傾向がみられます。平成29（2017）年は平成25（2013）年と比べて約1.2倍となっています。程度別にみると、各判定とも増加傾向となっていますが、平成25（2013）年と比べて特にB2が増加しています。

年齢別にみると、18歳以上65歳未満が約7割を占めています。

【程度別身体障害者手帳所持者数の推移】



【年齢3区分別構成】



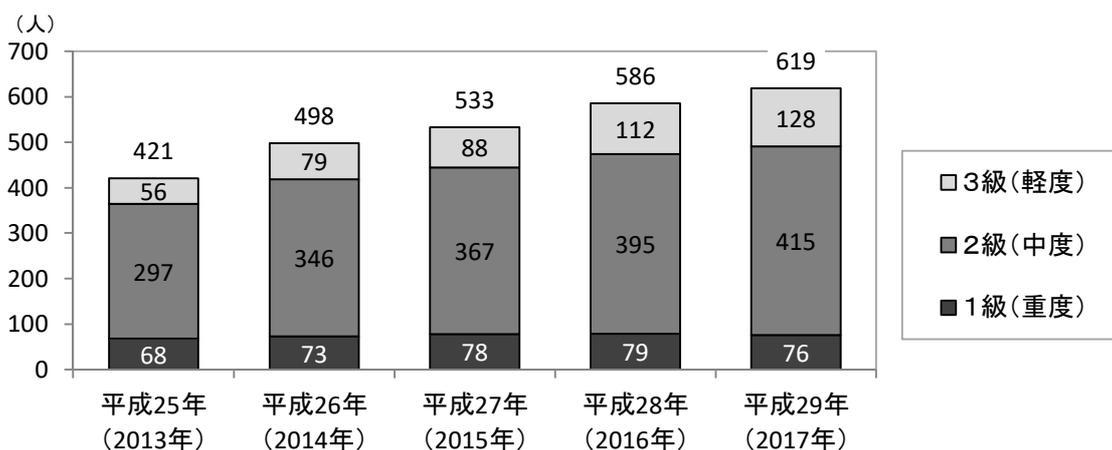
資料：柏原市障害福祉課（各年3月31日）

(3) 精神障害のある人の状況

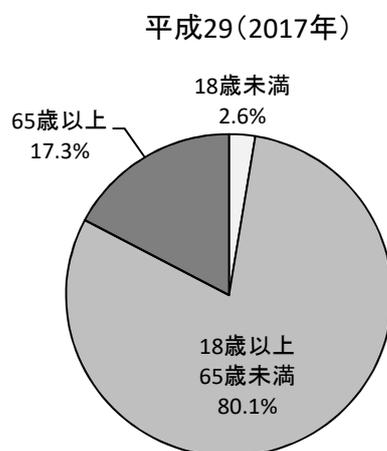
精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）は増加傾向がみられます。平成29（2017）年は平成25（2013）年と比べて約1.5倍となっています。等級別にみると、2級と3級が増加しています。

年齢別にみると、18歳以上65歳未満が約8割を占めています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



【年齢3区分別構成】



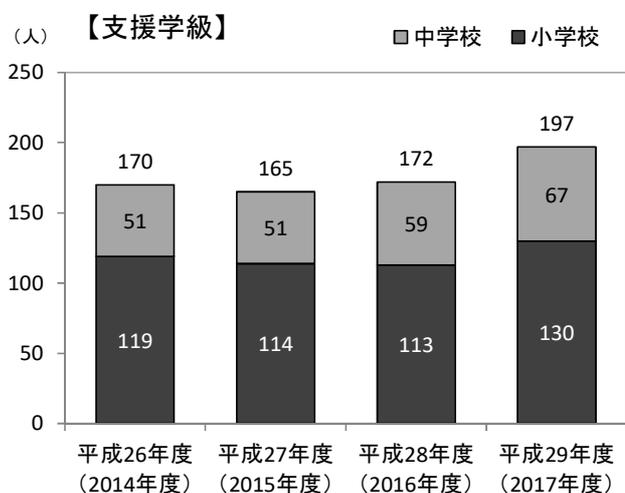
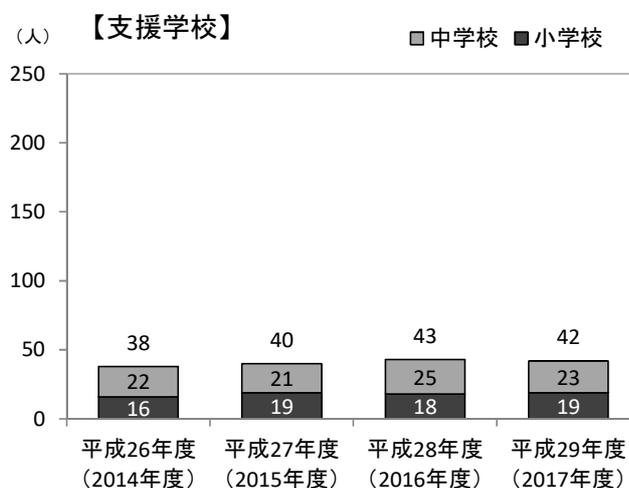
資料：柏原市障害福祉課（各年3月31日）

3 障害のある人の就学状況

支援学校に在籍している生徒数はおおむね横ばいですが、支援学級に在籍している生徒数は増加傾向となっています。

【障害のある人の就学状況】

			小学校	中学校	合計
平成 26 年度 (2014 年度)	支援学校	人数	16	22	38
	支援学級	人数	119	51	170
		設置学級数	28	12	40
平成 27 年度 (2015 年度)	支援学校	人数	19	21	40
	支援学級	人数	114	51	165
		設置学級数	28	13	41
平成 28 年度 (2016 年度)	支援学校	人数	18	25	43
	支援学級	人数	113	59	172
		設置学級数	28	14	42
平成 29 年度 (2017 年度)	支援学校	人数	19	23	42
	支援学級	人数	130	67	197
		設置学級数	30	15	45



資料：柏原市教育委員会

4 子ども・子育て支援事業の状況

保育所における障害のある児童の人数は、増加傾向となっています。

放課後児童会では、実施しているすべての施設で障害のある児童を受け入れています。
障害のある児童の利用者数は減少傾向となっています。

【子ども・子育て支援事業における児童・生徒の在籍状況】

保育所		平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
実施か所数	か所	12	12	12	12	12
在園児数	人	1,235	1,257	1,246	1,245	1,269
障害児数	人		37	58	54	79

放課後児童会（放課後 児童健全育成事業）		平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
実施か所数	か所	10	10	10	10	10
障害児受入可能 施設数	か所	10	10	10	10	10
障害児利用者数	人	17	15	10	8	9

資料：柏原市こども育成課

※各年度 5 月 1 日時点

※保育所については、各年度の福祉行政報告例参照

※放課後児童会については、小学校の支援学級に在籍し、かつ、学校介助員が 1 対 1 の加配が必要とした児童の数

※柏原市内にある施設かつ柏原市に住民票がある児童に限定

※障害児数を把握している事業のみ掲載

第3章 アンケート、ヒアリング調査結果

1 アンケート結果

(1) 調査概要

① 調査対象

柏原市に在住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方を対象に、以下の内訳で合計 1,300 人の方を無作為に選びました。

- 身体障害者 550 人（身体障害者手帳所持者 2,690 人 ※平成 29 年 3 月末）
- 知的障害者 300 人（療育手帳所持者 546 人 ※平成 29 年 3 月末）
- 精神障害者 350 人（精神障害者保健福祉手帳所持者 619 人 ※平成 29 年 3 月末）
- 障害児 100 人

② 調査時期

平成 29 年 9 月 21 日（木）～平成 29 年 10 月 6 日（金）

③ 調査方法

郵送配布、郵送回収

④ 回収状況

	配布数	回収数	白票	有効回収数	有効回答率
身体障害者	550	329	0	329	59.8%
知的障害者	300	122	0	122	40.7%
精神障害者	350	154	0	154	44.0%
障害児	100	41	0	41	41.0%
合計	1,300	646	0	646	49.7%

⑤ 報告書の見方

- 本文中および図中に示した集計結果は、その質問の回答者数を基数（N）として算出し、百分率（%）で示しています。
- 集計結果は小数点第 2 位で四捨五入しているため、回答比率の合計が 100.0% とならない場合があります。

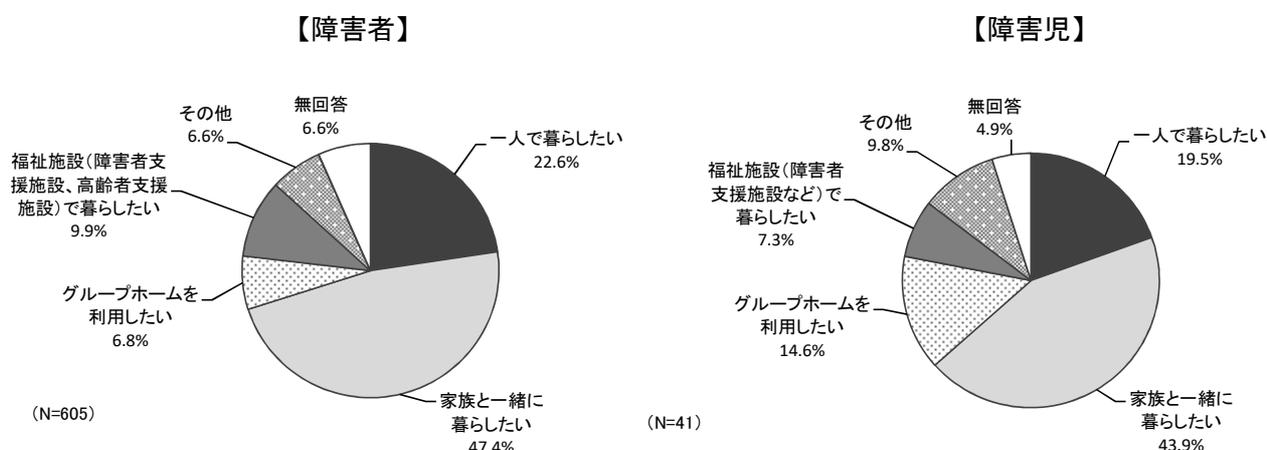
(2) 調査結果

《障害者・障害児》

問	あなたは将来どのように生活したいと思いますか。	単一回答
----------	-------------------------	-------------

「障害者」について、将来希望する生活は、「家族と一緒に暮らしたい」が47.4%と最も多く、次いで「一人で暮らしたい」が22.6%、「福祉施設で暮らしたい」が9.9%などとなっています。

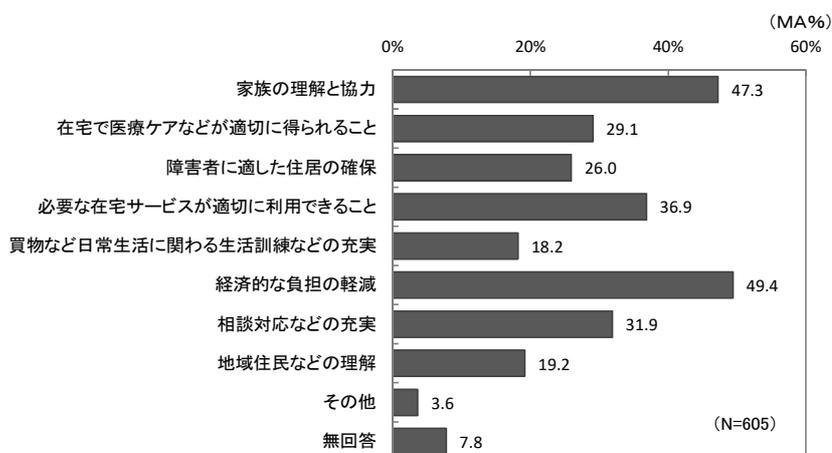
「障害児」については、「家族と一緒に暮らしたい」が43.9%と最も多く、次いで「一人で暮らしたい」が19.5%、「グループホームを利用したい」が14.6%などとなっています。



《障害者》

問	地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。	複数回答
----------	----------------------------------	-------------

地域で生活するために、どのような支援があればよいと思うかについては、「経済的な負担の軽減」が49.4%と最も多く、次いで「家族の理解と協力」が47.3%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が36.9%などとなっています。

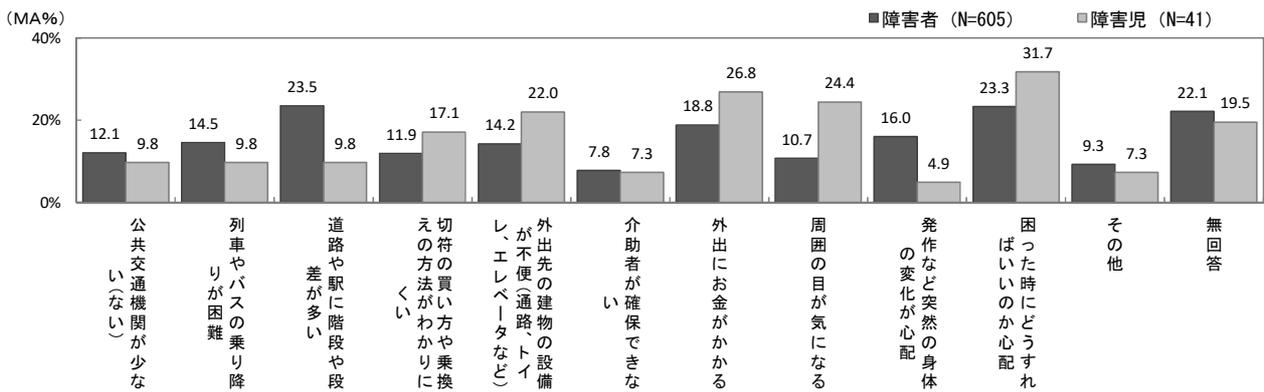


《障害者・障害児》

問	外出する時に困ることは何ですか。	複数回答
---	------------------	------

「障害者」について、外出時に困ることは、「道路や駅に階段や段差が多い」が23.5%と最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が23.3%、「外出にお金がかかる」が18.8%などとなっています。

「障害児」については、「困った時にどうすればいいのか心配」が31.7%と最も多く、次いで「外出にお金がかかる」が26.8%、「周囲の目が気になる」が24.4%などとなっています。

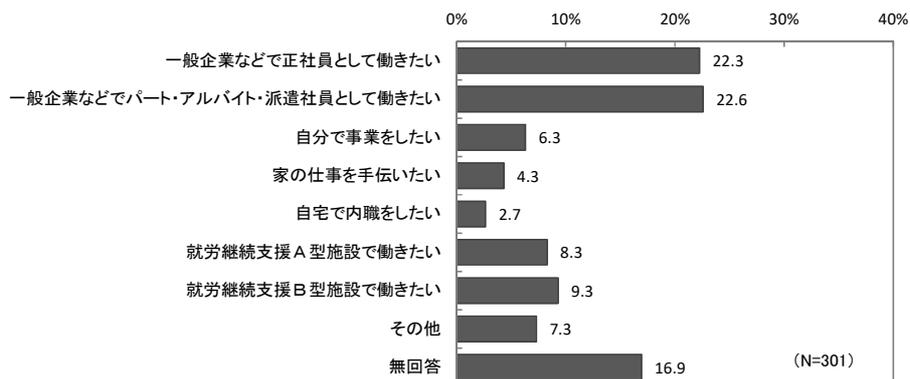


《障害者》

問	(現在の就労状況に関する設問で「働いておらず、今後も働く予定はない」と答えた方以外への設問) あなたは今後、どのような働き方をしたいですか。	単一回答
---	---	------

現在の就労状況で、「働いておらず、今後も働く予定はない(働けない)」以外を回答した人に、今後どのような働き方をしたいかたずねたところ、「一般企業などでパート・アルバイト・派遣社員として働きたい」が22.6%と最も多く、次いで「一般企業などで正社員として働きたい」が22.3%などとなっています。

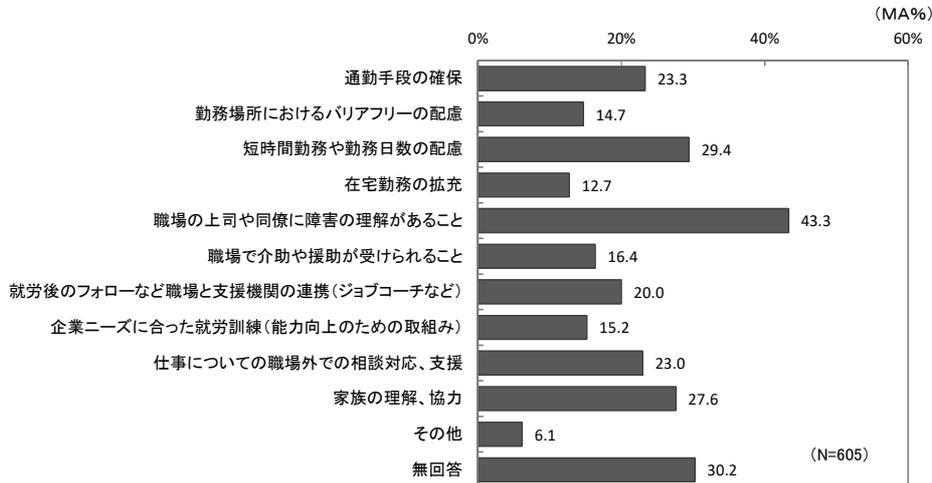
なお、現在の就労状況別にみると、一般企業などでパート・アルバイト・派遣社員として働いている人では、3割近くが正社員として働くことを希望しています。就労継続支援A型またはB型施設で働いている人では、ともに2割あまりが一般企業での就労を希望しています。働いてないが、働きたいと考えている人では、約半数が一般企業での就労を希望しています。



《障害者》

問	あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。	複数回答
---	-------------------------------------	------

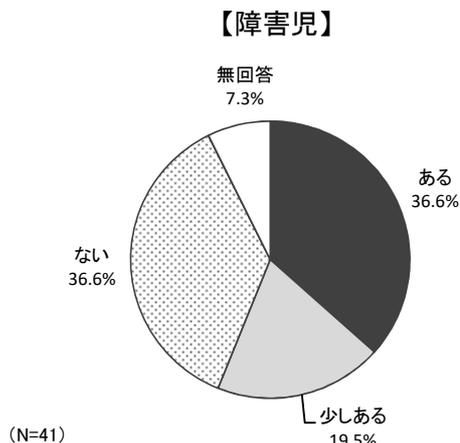
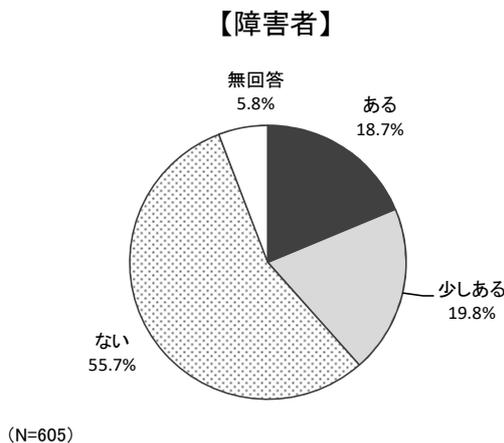
障害者の就労支援として必要と思うことは、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が43.3%と最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数の配慮」が29.4%、「家族の理解、協力」が27.6%などとなっています。



《障害者・障害児》

問	あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。	単一回答
---	--------------------------------------	------

「障害者」について、障害があることで差別や嫌な思いをしたことが「ある」人は18.7%、「少しある」人は19.8%で、合わせて38.5%が『ある』と回答しています。
 なお、障害者手帳等別に『ある』の割合をみると、身体障害のある人では39.2%、知的障害のある人では57.5%、精神障害のある人では57.3%、高齢者では21.2%となっています。
 「障害児」について、障害があることで差別や嫌な思いをしたことが「ある」児童は36.6%、「少しある」児童は19.5%で、合わせて56.1%が『ある』と回答しています。



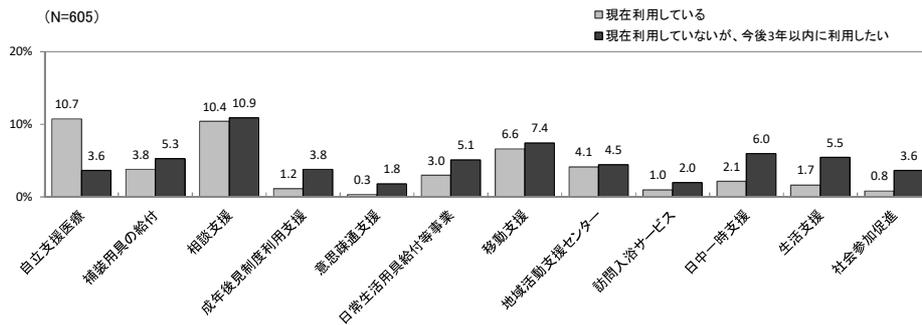
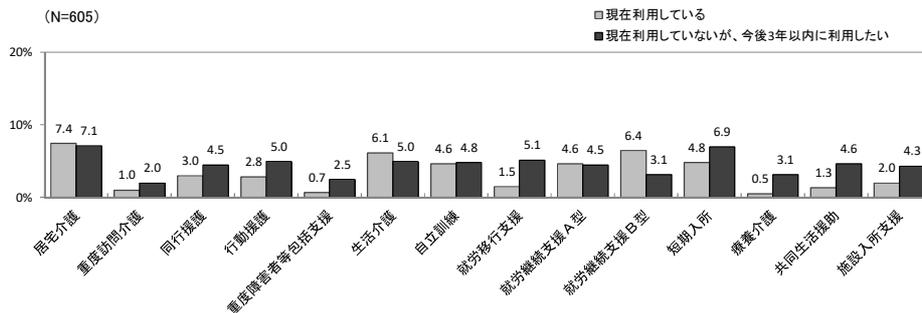
《障害者・障害児》

問	あなたは次のサービスを利用していますか。現在利用していない方は、今後3年以内に利用したいと考えますか。	各サービス 単一回答
---	---	---------------

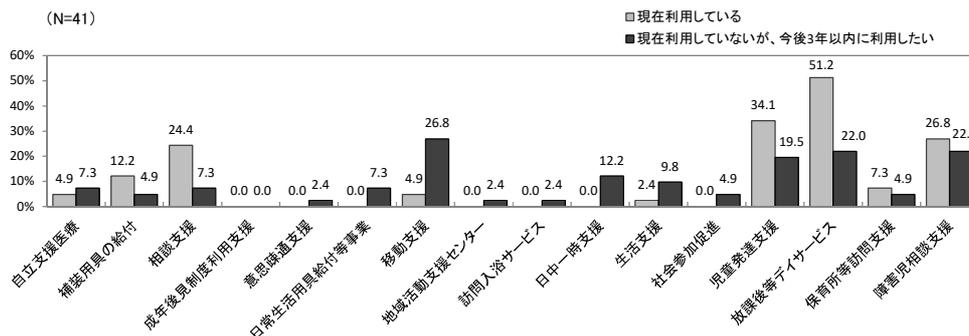
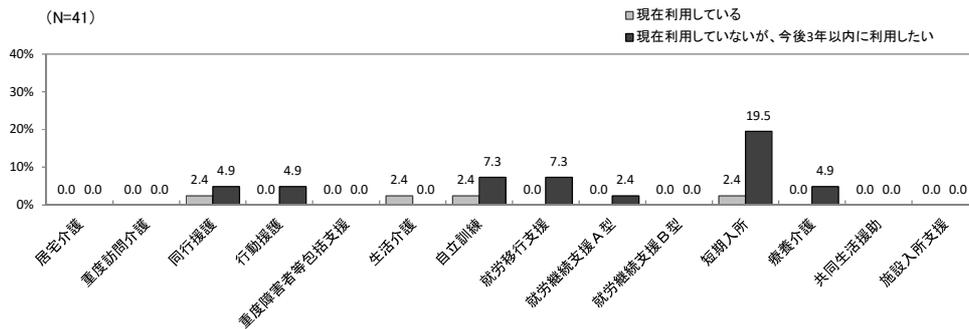
「障害者」について、現在利用していないが、今後3年以内に利用したいサービスは、「相談支援」が10.9%と最も多く、次いで「移動支援」が7.4%、居宅介護が7.1%などとなっています。

「障害児」については、「移動支援」が26.8%と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」と「障害児相談支援」が22.0%、「短期入所」と「児童発達支援」が19.5%などとなっています。

【障害者】



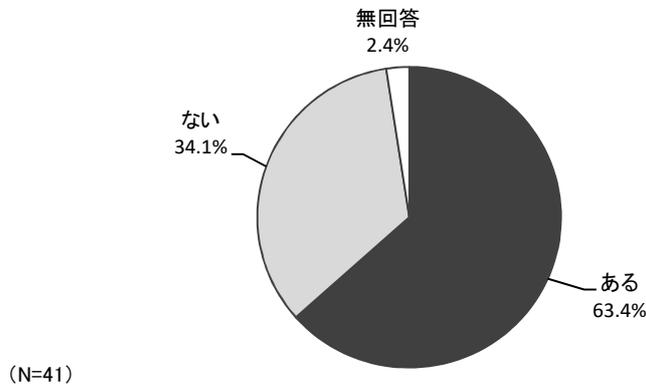
【障害児】



《障害児》

問	お子様は発達障害と診断されたことがありますか。	単一回答
---	-------------------------	------

発達障害と診断されたことが「ある」児童は63.4%となっています。

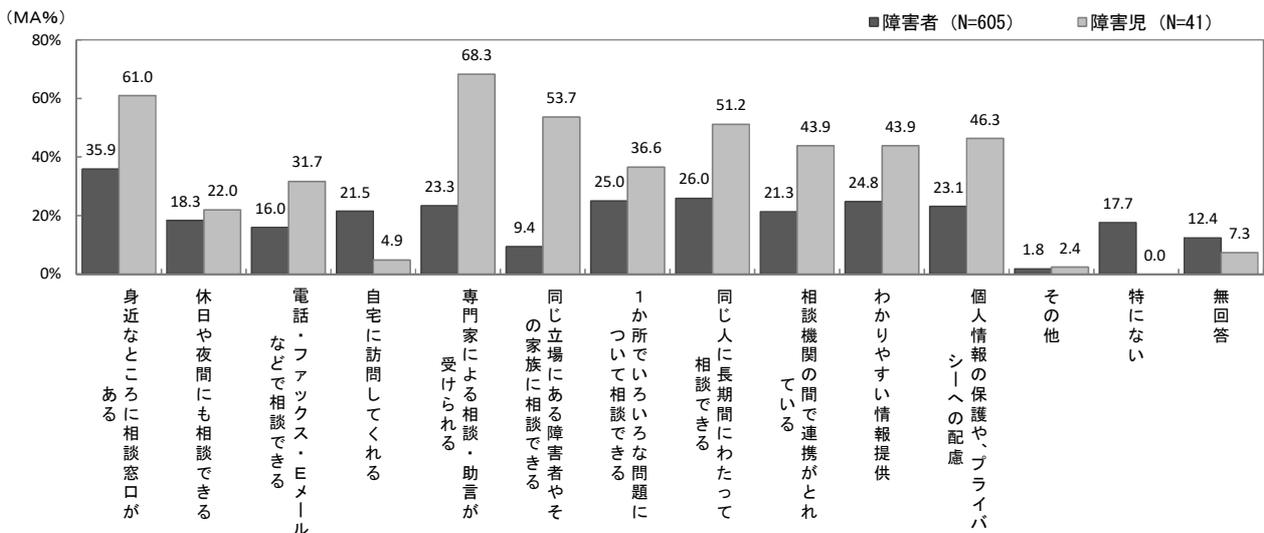


《障害者・障害児》

問	あなたが相談するとき、必要だと思うことは何ですか。	複数回答
---	---------------------------	------

「障害者」について、相談するときに必要なと思うことは、「身近なところに相談窓口がある」が35.9%と最も多く、次いで「同じ人に長期間にわたって相談できる」が26.0%、「1か所でいろいろな問題について相談できる」が25.0%などとなっています。

「障害児」については、「専門家による相談・助言が受けられる」が68.3%と最も多く、次いで「身近なところに相談窓口がある」が61.0%、「同じ立場にある障害者やその家族に相談できる」が53.7%などとなっています。



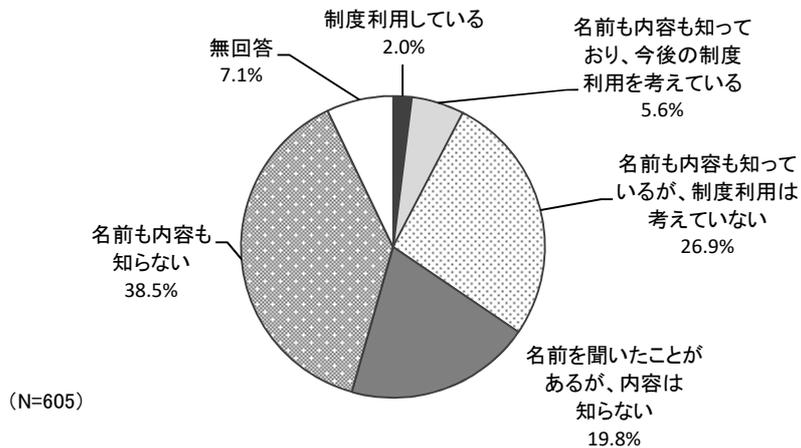
《障害者・障害児》

問	成年後見制度についてご存じですか。	単一回答
----------	-------------------	------

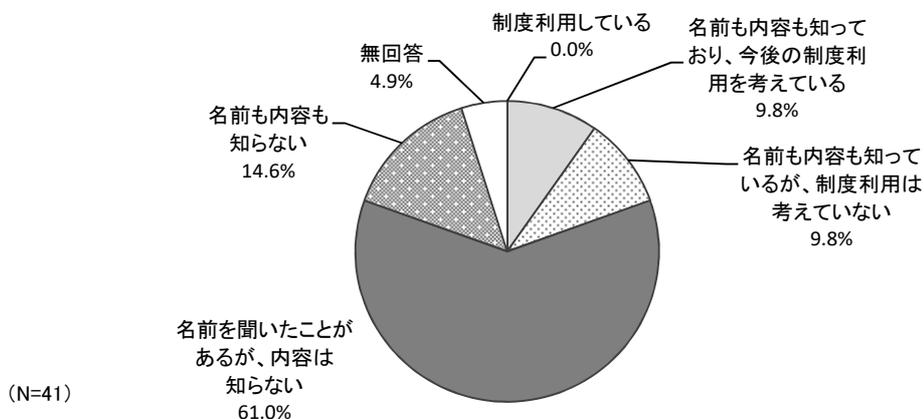
「障害者」について、成年後見制度の認知度は、「名前も内容も知らない」が38.5%と最も多く、次いで「名前も内容も知っているが、制度利用は考えていない」が26.9%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が19.8%などとなっています。「名前も内容も知らない」と「名前は知っているが、内容は知らない」を合わせて58.3%が『内容を知らない』と回答しています。

「障害児」については、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が61.0%と最も多く、次いで「名前も内容も知らない」が14.6%などとなっています。「名前も内容も知らない」と「名前は知っているが、内容は知らない」を合わせて75.6%が『内容を知らない』と回答しています。

【障害者】



【障害児】



2 ヒアリング結果

(1) 調査概要

① ヒアリング対象

相談支援事業者	柏原市障害者生活支援センター
	地域生活支援センターかしわら（くまのいえ）
	地域生活支援センターさんねっと
	なにわの里
事業者	社会福祉協議会（ヘルパーステーション）
	高井田苑
	NPO法人みんな（いろは）
	社会福祉法人フォレスト福祉会風の森
	ライフサポートなにわ
	スワンかしわら
	たんぽぽ
	社会福祉法人くるみ福祉会夢工房くるみ
	きっずサポートなにわ
	NPO法人ぽかぽか
団体	夢工房くるみ保護者会
	柏原市聴力障害者協会
	柏原市身体障害者福祉会
	心をつむぐ会

② ヒアリング日程

平成29年11月1日～平成29年11月10日

(2) ヒアリング結果

① 相談支援事業者

【サービス提供にあたっての課題】

意見	理由・内容	解決策の案
新規の要望に応えにくい状況である。	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で受け持つ相談件数が多い。(50件超/人) ・職員体制が厳しい。 ・実質、月1回ほどの頻度でモニタリングをしている方もいる。 	
職員に負担がかかるが、多くの件数を受け入れざるを得ない。	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング数が少ないので、報酬が少なくなり、経営が困難となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険と同じように毎月1回のモニタリングにしてもらいたい。
スタッフが不足している。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を増やしたいが、予算的に難しい。 ・管理者が相談支援専門員を兼務しているが、限界である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬増加をお願いしたい。
相談支援専門員のスキル不足。		
相談支援専門員のスキルアップの機会が少ない。		<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターが軸となって専門的な学びの機会をつくりスーパーバイズする。
社会資源が不足している。		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の施設を利用できるようにするなど、今あるサービスを組み合わせられないか。
制度説明用のわかりやすいパンフレットが必要である。		

【新たに必要と考える事業、取組等】

意見	理由・内容	解決策の案
相談支援事業所が増えるとよい。		
市立病院を活用した、障害児の早期発見のシステムの構築が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・診断できる医師がいるのに活用できていない状況である。 	
子が18歳になるまで一貫して・継続的に親をサポートできる取組が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに不安やストレスを感じている親が多い。 ・家族支援の制度が充分機能していなかったり、サービス自体がなかったりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング、ペアレントメンター等を市の取組として行うべきではないか。
保育所・幼稚園、小中学校、教育委員会と相談機関・療育機関とで密な連携が取れる体制づくりが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、各相談支援事業所等が教員等に個別にアプローチしているので、事業所の力量や教員等の問題意識の有無によって支援体制に差がある。 ・市役所内の部署間で情報共有される仕組みがなく、継続した支援に支障がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の支援を一貫して行う、軸になる支援体制を構築してもらいたい。

【市への要望】

意見	理由・内容	解決策の案
基幹相談支援センターのコーディネートの役割に期待をしている。	・ サービス向上を目指すなら、市をまたがってコーディネートする役割が必要である。	
児童発達支援センターに期待している。	・ 児童発達支援、放課後等デイサービスでは児童の一時預かりになっており、療育について質の向上が必要である。	
移動支援を利用しやすくしてもらいたい。	・ 自治体によって使える場面が異なる。 ・ 使い方に見解の違いがある。 ・ 親に障害があったり、親が高齢になったりすると、移動支援は不可欠となる。 ・ サービスを使いたいが、移動ができないために利用できない人がいる。 ・ 通勤、通学で使えるようになれば生産活動ができるようになる。 ・ 一人暮らしだと閉じこもりになりやすい。	
市の他部署との連携を推進してもらいたい。	・ 教育委員会や産業の部署など、いろんなところがつながって、障害者の就労等につながるとよい。 ・ 障害福祉と子どもの担当部署、障害福祉と市立病院といった連携をお願いしたい。	
ヘルパーの支給時間が短かったり、他市で使えるサービスが柏原市では使えないという声がある。		

【第5期障害福祉計画策定にあたっての意見や要望】

意見	理由・内容	解決策の案
地域移行を進めるにあたっては、グループホームの設置要件の緩和が必要である。		・ 市には、国や府と実態を十分にやりとりし、独自の緩和を検討してもらいたい。
一般就労の成果目標を達成するためには、市や関係機関が一体となった協力体制の構築が必要である。	・ 就労移行・定着の事業所の設置が必要ではあるが、近隣市を含めた地域で安定した事業経営は厳しい状況である。 ・ 就労継続支援A型事業所を安易に利用し上手くいかないケースがある。そういう人を就労移行・定着支援へつなげる必要がある。	
児童発達支援センターの設置時には、柔軟かつ実のある体制整備が必要である。	・ 統合保育、統合教育を進める基盤があるとよい。 ・ 早期療育、18歳までの一貫した支援体制の強化が、すべての課題を根源的に解決していく最も重要課題であり、最も有効な手段である。	
障害福祉人材の確保、発達障害者支援の一層の強化を望む。	・ 福祉人材は全国的な課題である。 ・ 発達障害に専門的なアプローチができる人材が皆無である。	・ 市内には福祉や教育に関わる大学が2つもある。産学官一体となって学生誘致や福祉人材の輩出、定住促進を推進する。

② 事業者

【サービス提供にあたっての課題】

	意見	理由・内容	解決策の案
居宅介護	就学していても育児支援が継続されているケースがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・本来は利用者の子どもに対する育児支援は就学前までだが、就学したからといって放っておくことができない。 ・また、育児支援は利用日には提供できるが、それ以外の日には介入できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある保護者の子どもに対する支援制度があるとよい。
	サービス支給量が多く、本人の能力が低下してしまう方がいる。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間目いっぱい利用しようとする。 ・精神障害の場合、介護保険に切り替わった時、要介護度は要支援になるので自分でしなないといけない部分が出てくるが、それまでと異なる状況に不安になって病状悪化につながる。 ・本当に必要な人にサービス支給量が少なく、必要なさそうな人に多くでている場合がある。 	
重度訪問介護	同居家族がいる場合、共有部分への援助を求められることがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・家事援助の線引きが難しい。 ・重度訪問介護は訪問時間が長いので、頼まれるとしてしまいがち。 	
同行援護	依頼があっても対応できないときがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の研修修了者しか援助できないので、ヘルパーがみな対応できるわけではない。 ・費用や受講定員の枠があり、スタッフに充分受講してもらえない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市で研修をしてもらいたい。
生活介護	重度の方の支援区分が下がるとサービス内容の維持がむずかしくなる。	<ul style="list-style-type: none"> ・支援区分が下がると報酬単価が下がるので、職員の確保が難しくなる。 	
	天候の悪い日に利用できる屋内施設がない。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日散歩に行くが、雨が降った時は屋内施設に外出したい。 ・図書館など静かにしなないといけないところは利用しにくい。 ・体育館が借りられるが、当日予約できない。 	
	その人に適した日中プログラムが十分に提供できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・特に作業種目。 	
短期入所	緊急時の依頼に充分対応できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・部屋数に限りがある。 	

	意見	理由・内容	解決策の案
就労継続支援A型	賃金と仕事の確保が一番の課題である。	・最低賃金が毎年引き上げられるが、受注先から入る金額が変わるわけではない。	
	利用者のニーズや特性に応じた仕事を継続して提供することが難しい。	・利用者それぞれ、得意な仕事と不得意な仕事がある。 ・仕事は遅いが仕上がりが完璧な利用者がいたり、仕事は早いがよく休んだりする利用者がいたりするなど、さまざまである。	
	仕事としてみてもらえるかどうか大きい。	・「障害者」という言葉で単価の低い仕事がかかるなど、やはり難しいと感じる。 ・「仕事」としてみてもらえると、単価が低くなりすぎることなく受注できる。	・完璧に近い仕事をすることで、紹介をもらえるように努力している。
就労継続支援B型	利用者が減少している。	・就労継続支援A型事業所に移行する方が増加した。	
	単価の低い仕事を受け入れざるをえない状況にある。	・利用者が急激に増加している。 ・利用者に作業がいきわたるように、納期・単価の低い作業を受け入れざるをえない。	
	障害特性に対応する体制がとりづらい。	・利用者の急激な増加に伴い職員が不足している。 ・家からの一步として利用される方も多く、作業効率を強く求めることができない。そのため職員が支援と作業に追われる。	・内職、軽作業のバリエーションを広げ、一人ひとりに合った作業が選択できる環境をつくりたい。
	営利を求めるとすると、支援を多く必要とする方を断らざるをえなくなる。	・支援を多く必要とする利用者がある場合は、7.5:1、6:1といった人員配置では足りない。	・職員の数、スキルアップが必要である。
	支援と工賃アップの両立が難しい。	・工賃アップには、ノウハウや技術、販路拡大にむけた営業が必要だが、現在の報酬単価では両立に向けた人材確保が困難である。	・行政からの助成などバックアップがあればより良くなる。
	送迎のニーズが増加している。	・利用者が高齢化している。 ・送迎があると来所できる方がいる。	
	以前登録していた、就労移行支援、就労継続支援A型に移行した方の来所・電話による相談が多い。	・就労移行してつまずいた時に戻って来られる場所がない。 ・就労移行支援、就労継続支援A型に移行した方が、相談場所・居場所を求めて慣れた事業所を頼る。 ・障害福祉サービスには、居場所を提供するサービスがない。 ・精神障害のある方は、仕事の能力があっても、コミュニケーションがとりにくいことなどから一般就労で孤立しがちである。	・居場所と働く場を併せ持つサービスがあるとよい。 ・工賃は非常に安い居場所になるという現状からは脱却する必要がある。

	意見	理由・内容	解決策の案
共同生活援助 グループホーム	職員が確保できない。	・職員が続かない。	
	夜間の支援の実態を踏まえた仕組みや報酬体系になっていない。	・週に何度も当直がある（正職員が行う）。 ・夜勤1人体制で休憩時間も拘束される。 ・土日祝は利用者が帰省することを前提に支援体制が組まれている。	・報酬単価の大幅アップが必要である。
	賃貸物件等を活用した開設が難しい。	・消防法の基準が厳しくなり、重度の方が8割以上の場合、スプリンクラー設置が必要で、それに何百万円もかかる。 ・設置基準に沿った物件の確保が難しい。 ・重度の方が利用する場合、エレベーターの設置が必要。 ・団地の1階部分を利用するにしても、段差が少しでもあると、軽度の人しか利用できない。 ・軽度の人を対象とする場合、人員基準が少なくなるが、そうすると保護者が不安になる。	・基準の緩和が必要である。
	重度の方の受け皿となるグループホームをこれ以上増やすことができない。	・すでに職員に夜間勤務の負担がかかっており、これ以上の対応ができない。	
	定員10名の基準では受け皿として不足である。		・介護保険なみの定員と施設敷地内・日中事業との併設等の設置条件に規制緩和が必要である。
施設入所	入所の希望に応えることができない。	・人材が不足している。 ・部屋数に限りがある。	
	高齢化、重度化への対応。		
児童発達支援 放課後等	サービスを待機する児童が多数出てきているが、定員は増やせない。	・定員を増やすと経営的になりたない。 ・スタッフの対応に限界がある。	
保育所等訪問	保護者が事業の利用を希望しても、保育所等の都合で対応が難しい。	・学校、保育所等の受け入れ体制が整っていない。 ・当該事業が認知されていない。 ・受け入れの是非が担当職員の意識や感度の高低によって決まる。	
地域活動支援 センター	駅からのアクセスが良くない立地にあり、利用者から行きにくいとの声がある。	・バスを利用するにしても1時間に1本程度しかない。 ・薬の作用で、来所が困難な人もいる。	
移動支援	ロスの時間が多い。	・病院の付き添いでは、待ち時間は算定されないが、一度帰るわけにはいかない。 ・友人宅まで送り迎えすると、利用者が友人宅にいる間、待機状態になる。	

【新たに必要と考える事業、取組等】

意見	理由・内容
市にショートステイが少ない。	<ul style="list-style-type: none"> ・予約しようとしても、空きがない。 ・ショートステイを利用できる日に介助者の都合を合わせている状況となっている。
保護者から、利用者と家族と一緒に住める施設があればよいという要望がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・常時医療的ケアが必要な方では、片親の場合や親が病気や高齢になった時、ケアが困難な状況が起こる。
作業療法士、理学療法士の訪問サービスがあるとよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行や機能訓練などのニーズがある。 ・自分の事業所で配置したいが、予算的に難しい。
知的に遅れのない発達障害児への学習サポートに取り組んでいきたい。	
市から要望があるのであれば、医療的ケアが出来る事業所設置を検討する。	
当事者活動、ボランティア育成、地域交流活動を行いたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発につながる活動を行いたい。 ・当事者が主体的に行う活動を行いたい。 ・精神障害者に特化した当事者活動がない。
複数種類の総合型事業の展開。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のさまざまなニーズに決め細やかに対応するため。
相談支援事業所を積極的に活用し、短期入所、グループホームの利用を進めたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活者の地域支援拠点となるため。
福祉避難所の役割を担う（施設入所支援）。	

【医療的ケアが必要な児童、医療的ケアについての意見、要望】

	意見	理由・内容	解決策の案
放課後	医療的ケア児を受け入れるのは難しい。	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、看護師が必要。 ・人件費が高くなってしまう。 	
施設入所	医療的な機能は備えていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師はいるが、日勤である。 ・1名しか看護師がいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師の配置を他の施設と連携している。 ・体調を崩した場合は病院等への搬送を行っている。

【障害者総合支援法についての意見、要望】

	意見	理由・内容	解決策の案
就労継続支援B型	7.5:1、6:1の配置基準では職員が足りない。	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型から就労移行した方の相談が多いが、仕事としては対応できないので、職員個人的な対応となる。 ・仕事以外の相談が多くなり、メンタルの支障をきたし、退職や休養する職員が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型事業所の職員配置に見直しが必要である。 ・報酬単価の見直しが必要である。
生活介護・就労B	食事提供加算、送迎加算は継続してもらいたい。		
施設支援入所	報酬単価の見直しを希望する。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援は日中支援と比べて利用者と接する時間が長く、負担が大きい。 ・手薄になる夜間に人員を配置している場合の加算を特に希望する。 	

【市への要望】

意見	理由・内容	解決策の案
区分による画一的なサービス量を支給するのではなく、個人の特性や環境に配慮した支援を継続してもらいたい。		
相談支援専門員の確保をお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員がついていない人がいるが、災害発生時にその人に情報が届けにくい。 ・サービス提供事業者側の立場から見て、相談支援専門員がついていた方がいいと感じる人がいる。 	
長期で休む人の報酬減がどうにかならないか。（生活介護・就労継続支援B型）	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間休む人がいると、報酬減が非常に経営にひびくが、その人の在籍をなくすことはできない。 ・生活保護施設では在籍があるだけで報酬がでる。 	
共同生活援助への補助をつけてもらいたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の負担、法人の負担がかなり大きい。 ・他市では補助がある。 	
大人が利用できる、放課後等デイサービスのようサービスがほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護は15時など早く終わるが、保護者が帰宅する18時ごろまで2～3時間の時間がある。 	
地域との交流機会をつくるのがむずかしい。（放課後等デイサービス）	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらから交流機会をつくるのがむずかしい。 ・夏休みなど特に利用時間が長い場合には、外出の機会をつくってあげたい。 ・学校の先生と連携したが、しにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・声をかけてくれると行きやすい。
自立支援協議会で当事者部会をつくってはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者同士で話し合える場がない。 ・行政以外の視点が必要。 ・当事者同士の意見を具体化するのには行政の役割ではないか。 	
防災対策懇話会を各小学校区で開いてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・その地域の福祉委員等キーパーソンがわかり、顔を合わせるだけでも安心である。 	

【第5期障害福祉計画策定にあたっての意見や要望】

意見	理由・内容	解決策の案
障害福祉サービスでは対応できないことを、継続的に自立支援協議会で共有し、具体化できるものは独自のサービスや取組としてもらいたい		

③ 団体・保護者

【障害福祉サービスを利用するにあたっての問題】

意見	理由・内容	解決策の案
ショートステイの予約が2か月前でないととれない。	・市にショートステイが少ない。 ・藤井寺市や八尾市の施設を使わないといけない。	
事業所や福祉関係者と手話で会話ができない。(聴覚障害)		・事業所等のスタッフに、手話を覚えてもらいたい。

【会員が抱えている日常生活上の問題点・課題】

意見	理由・内容	解決策の案
バリアフリーを推進してもらいたい。		
精神障害に対する偏見は多い。	・以前と比べると良くなってきたが、まだ多い。 ・関わりたくないという人が多い。	
緊急時にボタン一つで連絡がとれるようにしてもらいたい。(聴覚障害)	・一人暮らしだと体調が悪くなった時に心配である。	
無人の駅ではトラブルが発生した時に対応に困る。(聴覚障害)	・音声対応しかしていないから。	

【市への要望】

意見	理由・内容	解決策の案
市広報誌に聴覚障害についての理解促進に関する啓発を掲載してもらいたい。(聴覚障害)	・耳の聞こえない人は、後ろから自動車にクラクションをならされても聞こえない。追いつくなど音にたよらない方法で運転してもらいたいことを理解してほしい。	
市広報誌に、作業所や保護者会の活動を掲載してもらいたい。	・全戸配布する媒体なので、どういった活動をしているのか市民に周知できる。 ・相談に行こうかどうか迷っている人が、相談しやすくなったり、作業所の見学に来やすくなったりするのではないかな。 ・事業所の選択が容易になる。	
当事者がしゃべれる場所を作ってもらいたい。(精神障害)	・当事者とちゃんと話をしてくれる場所があればよい。 ・当事者は、相手が聞き役に代わらずに、会話をしてくれることを期待している。	・講座のあとにしゃべれる機会を設けている。 ・誰でも集まることができるサロンがあるとよい。
手話言語条例の制定をお願いしたい。(聴覚障害)		
成年後見制度の説明会や相談窓口の情報提供をしてもらいたい。	・成年後見制度を利用したいが、気軽に利用できない。 ・親亡きあと、金銭的な管理が心配である。 ・手続きが煩雑で難しい。 ・弁護士に依頼するにも費用がかかる。	

第4章 障害福祉計画

1 数値目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■ 第4期計画の達成状況

平成28(2016)年度末までの地域移行者は3人で、目標値である6人の半数となっています。

施設入所者数については、平成25(2013)年度末から3人減少することを目標としていましたが、一般住宅やグループホームへの移行がある一方で、新たな入所があったことから、平成28(2016)年度末時点で2人の増加となっています。

	項目	数値	備考
基準	平成25(2013)年度末施設入所者数	39人	
第4期 目標	平成29(2017)年度末までの地域移行者数	6人 (15.3%)	国指針：12%以上 府指針：12%以上
	平成29(2017)年度末までの施設入所者削減数	3人 (7.7%)	国指針：4%以上 府指針：4%以上
実績	平成28(2016)年度末までの地域移行者数	3人	
	平成28(2016)年度末までの施設入所者削減数	△2人	

■ 第5期計画の目標

【国の基本指針】

平成28(2016)年度末時点の福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32(2020)年度末における地域生活に移行する者の目標値を、平成28(2016)年度末時点の施設入所者数の9%以上(第4期障害福祉計画で定める平成29(2017)年度末時点で未達成と見込まれる割合を加味する)とすることとされています。

また、平成32(2020)年度末の施設入所者数を平成28(2016)年度末時点の施設入所者数から2%以上(第4期障害福祉計画で定める平成29(2017)年度末時点で未達成と見込まれる割合を加味する)削減することとされています。

【大阪府の目標値】

府内市町村のこれまでの実績や、大阪府が実施した施設入所者等に対する意向調査の結果等を踏まえ、平成32(2020)年度末までに平成28(2016)年度末時点の施

設入所者の9%以上（第4期障害福祉計画で定める平成29（2017）年度末時点で未達成と見込まれる割合を加味する）が地域生活へ移行することを基本としています。

施設入所者の削減数については、これまでの実績等を踏まえ、国基準に沿った目標設定とし、平成32（2020）年度末までに平成28（2016）年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本としています。

【市の目標値】

平成28（2016）年度末時点の施設入所者は42人で、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム等に移行する者を勘案し、平成32（2020）年度末までに地域生活に移行する者の数値目標を6人（14.3%）と設定します。また、施設入所者の削減数を3人（7.1%）と設定します。

項目		数値
基準	平成28（2016）年度末時点の施設入所者数	42人
第5期	平成32（2020）年度末までの地域移行者数	6人（14.3%）
目標	平成32（2020）年度末段階での施設入所者削減数	3人（7.1%）

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 第5期計画の目標

【国の基本指針】

基本指針では、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要であることを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるとされています。

その成果目標として、平成32（2020）年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とされています。また、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないとされています。

【大阪府の目標値】

平成32（2020）年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標として設定しています。

【市の目標値】

精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成32（2020）年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

■ 第4期計画の達成状況

平成29(2017)年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの地域生活支援拠点等を整備することを目標としていますが、平成29(2017)年末時点での設置の見込はありません。

■ 第5期計画の目標

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制)について、平成32(2020)年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とされています。

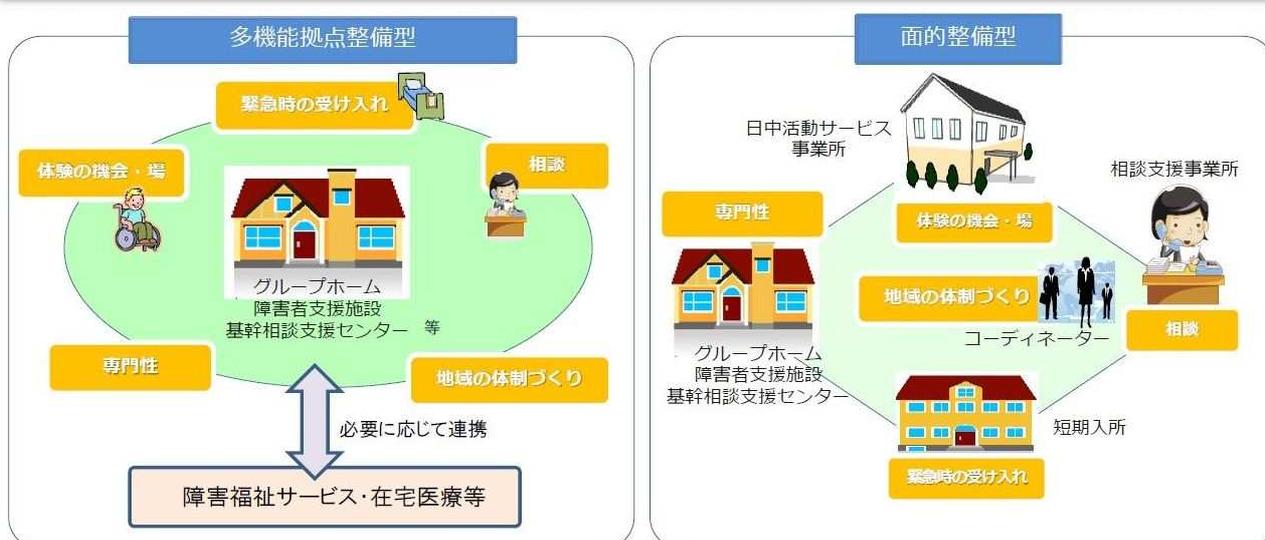
【大阪府の目標値】

平成32(2020)年度末までに全ての市町村又は各圏域に、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することを目標として設定しています。

【市の目標値】

平成32(2020)年度末までに、障害のある人の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点等について、地域において機能を分担する「面的整備型」として、市町村又は圏域に少なくとも1つ整備することを目標とします。

地域生活支援拠点等の整備方法として、必要な機能を集約し、障害者支援施設やグループホーム等に付加した拠点を整備する「多機能拠点整備型」と、拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備型」があります。



※厚生労働省資料より

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 福祉施設から一般就労への移行

■ 第4期計画の達成状況

平成29(2017)年度における福祉施設から一般就労への移行者数の目標値を11人と設定していました。平成27(2015)年度の実績は12人、平成28(2016)年度の実績は10人で、目標値の11人前後で推移しています。

項目		数値	備考
基準	平成24(2012)年度の一般就労への移行者数	5人	
第4期目標	平成29(2017)年度の一般就労への移行者数	11人 (2.2倍)	国指針:2倍以上 府指針:府内按分11人
実績	平成27(2015)年度の一般就労への移行者数	12人	
	平成28(2016)年度の一般就労への移行者数	10人	

■ 第5期計画の目標

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて、平成32(2020)年度中に一般就労に移行する者の目標値を、平成28(2016)年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上(平成29(2017)年度末時点で未達成と見込まれる割合を加味する)とすることを基本とされています。

【大阪府の目標値】

平成32(2020)年度末までに福祉施設(就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護)を通じて一般就労に移行する者を、平成28(2016)年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上(府全体で1,700人以上)とすることを目標として設定しています。

【市の目標値】

府が設定した目標値を市町村ごとに按分した数値として本市に提示された人数は14人となっています。本市においては、平成32(2020)年度末において福祉施設から一般就労に移行する人の目標値を、当事者の特性等を考慮しつつ、平成28(2016)年度実績の1.4倍となる14人とします。

項目		数値
基準	平成28(2016)年度の一般就労移行者数	10人
第5期目標	平成32(2020)年度の一般就労移行者数	14人 (1.4倍)

② 就労移行支援事業の利用者数

■ 第4期計画の達成状況

平成29（2017）年度における就労移行支援事業の利用者数の目標値を10人と設定していました。平成27（2015）年度の実績は8人、平成28（2016）年度の実績は9人で、目標値の10人を下回って推移しています。

項目		数値	備考
基準	平成25（2013）年度末就労移行支援事業の利用者数	6人	
第4期目標	平成29（2017）年度末における就労移行支援事業の利用者数	10人 (1.6倍)	国指針：6割以上 府指針：6割以上
実績	平成27（2015）年度における就労移行支援事業の利用者数	8人	
	平成28（2016）年度における就労移行支援事業の利用者数	7人	

■ 第5期計画の目標

【国の基本指針】

就労移行支援事業の利用者数については、平成32（2020）年度末における利用者数が平成28年（2016）度末における利用者数の2割以上増加（平成29（2017）年度末時点で未達成と見込まれる割合を加味する）することとされています。

【大阪府の目標値】

過去の利用者数の推移などを踏まえ、国の基本指針同様、平成32（2020）年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28（2016）年度末の利用者数から2割以上増加させることを目標値として設定しています。

【市の目標値】

平成32（2020）年度の就労移行支援事業の利用者数の目標値を、平成28（2016）年の実績から約3割増加となる9人とします。

項目		数値
基準	平成28（2016）年度末の就労移行支援事業の利用者数	7人
第5期目標	平成32（2020）年度末の就労移行支援事業の利用者数	9人（約1.3倍）

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

■ 第 5 期計画の目標

【国の基本指針】

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることとされています。

【大阪府の目標値】

これまでの実績を踏まえ、国の基本指針と同じ目標を設定しています。

【市の目標値】

現在、市内に就労移行支援事業所はありませんが、新たに就労移行支援事業所ができた際には、就労移行率が 3 割以上である事業所を全体の 5 割以上とすることを目指します。

④ 就労定着支援事業による一年後の職場定着率

■ 第 5 期計画の目標

【国の基本指針】

就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とされています。

【大阪府の目標値】

国の基本指針と同じ目標を設定しています。

【市の目標値】

就労定着支援は平成 30（2018）年度から創設されるサービスであることから、市内での事業所整備に努めるとともに、就労定着支援事業所ができた際には、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを目指します。

⑤ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

■ 第4期計画の達成状況

平成29（2017）年度の就労継続支援（B型）事業所における工賃の目標額を7,549円と設定していました。平成28（2016）年度の実績は6,319円で、目標額を1,230円下回っています。

項目		数値	備考
基準	平成25（2013）年度の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	月額 5,625円	
第4期 目標	平成29（2017）年度の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	月額 7,549円	府指針：34.2%増
実績	平成28（2016）年度の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	月額 6,319円	

■ 第5期計画の目標

【大阪府の目標値】

就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額は、大阪府が独自に成果目標として設定しています。

大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標額を踏まえて設定しています。

【市の目標値】

市内の個々の就労継続支援（B型）事業所において設定された平成32（2020）年度の目標額の平均値である8,209円を、市の目標として設定します。

項目		数値
第5期 目標	平成32（2020）年度の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	月額 8,209円

2 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障害のある人の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うもので、次の5つのサービスになります。

■居宅介護（ホームヘルプ）

障害のある人に居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

■重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に、居宅において入浴、食事等の介護や調理、掃除等の家事及び相談、助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

■同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難がある障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

■行動援護

知的障害又は精神障害により行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする障害のある人について、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。

■重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害のある人で、意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりの状態並びに知的障害又は精神障害により行動に著しい困難がある人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

■ サービスの取り組み状況

利用者数は増加傾向でおおむね計画通りの推移となっておりますが、利用時間については見込んでいたほど増加せず、計画値を下回っています。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護では、利用者数、利用時間ともに、おおむねいずれの年度も実績値が計画値を下回っています。一方、行動援護では、知的障害者において見込んでいたより利用が多かったことから、利用者数、利用時間ともに実績値が計画値を上回っています。

サービス種別		平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)		
		利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	
身体障害者	居宅介護	計画値	32	586	33	604	34	622
		実績値	30	551	25	469	23	404
		達成率	93.8	94.0	75.8	77.6	67.6	65.0
	重度訪問介護	計画値	3	491	3	491	3	491
		実績値	3	501	3	301	3	424
		達成率	100.0	102.0	100.0	61.3	100.0	86.4
	同行援護	計画値	20	246	22	271	24	295
		実績値	15	198	16	226	14	180
		達成率	75.0	80.5	72.7	83.4	58.3	61.0
	行動援護	計画値						
		実績値						
		達成率						
	重度障害者等包 括支援	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	-	-	-	-	-	-

※平成 29 (2017) 年度は見込

サービス種別			平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
			利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)
知的障害者	居宅介護	計画値	14	297	15	318	16	339
		実績値	17	313	19	246	22	243
		達成率	121.4	105.4	126.7	77.4	137.5	71.7
	重度訪問介護	計画値	3	491	3	491	3	491
		実績値	1	4	1	1	0	0
		達成率	33.3	0.8	33.3	0.2	0.0	0.0
	同行援護	計画値						
		実績値						
		達成率						
	行動援護	計画値	7	207	8	236	9	266
		実績値	9	335	11	318	13	359
		達成率	128.6	161.8	137.5	134.7	144.4	135.0
重度障害者等包括支援	計画値	0	0	0	0	0	0	
	実績値	0	0	0	0	0	0	
	達成率	-	-	-	-	-	-	
精神障害者	居宅介護	計画値	67	1,072	76	1,216	85	1,360
		実績値	67	932	73	943	84	951
		達成率	100.0	86.9	96.1	77.5	98.8	69.9
	重度訪問介護	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	-	-	-	-	-	-
	同行援護	計画値						
		実績値						
		達成率						
	行動援護	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	-	-	-	-	-	-
	重度障害者等包括支援	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	-	-	-	-	-	-

※平成 29 (2017) 年度は見込

サービス種別			平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
			利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)
障害児	居宅介護	計画値	1	10	1	10	1	10
		実績値	1	4	1	4	1	5
		達成率	100.0	40.0	100.0	40.0	100.0	50.0
	重度訪問介護	計画値						
		実績値						
		達成率						
	同行援護	計画値	1	20	1	20	1	20
		実績値	1	18	1	20	1	20
		達成率	100.0	90.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	行動援護	計画値	3	68	3	68	3	68
		実績値	2	36	2	51	3	47
		達成率	66.7	52.9	66.7	75.0	100.0	69.1
	重度障害者等包 括支援	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	-	-	-	-	-	-
合計	居宅介護	計画値	114	1,965	125	2,148	136	2,331
		実績値	115	1,800	118	1,662	130	1,603
		達成率	100.9	91.6	94.4	77.4	95.6	68.8
	重度訪問介護	計画値	6	982	6	982	6	982
		実績値	4	505	4	302	3	424
		達成率	66.7	51.4	66.7	30.8	50.0	43.2
	同行援護	計画値	21	266	23	291	25	315
		実績値	16	216	17	246	15	200
		達成率	76.2	81.2	73.9	84.5	60.0	63.5
	行動援護	計画値	10	275	11	304	12	334
		実績値	11	371	13	369	16	406
		達成率	110.0	134.9	118.2	121.4	133.3	121.6
	重度障害者等包 括支援	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	-	-	-	-	-	-
計	計画値	151	3,488	165	3,725	179	3,962	
	実績値	146	2,892	152	2,579	164	2,633	
	達成率	96.7	82.9	92.1	69.2	91.6	66.5	

※平成 29 (2017) 年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第5期計画中の見込量については、平成29（2017）年度までの訪問系サービスの利用実績等をもとに勘案して見込みました。

訪問系サービスは、施設入所者や入院中の精神障害のある人の地域生活移行を促進するうえで重要なサービスであることから、量的な拡大とともに、障害特性に応じた質的な向上に努めます。また、提供体制の確保とともに介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険サービス事業所に対して障害福祉サービスへの参入を促進します。

サービス種別		平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
		利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間 (時間/月)
身体障害者	居宅介護	22	396	22	396	22	396
	重度訪問介護	3	408	3	408	3	408
	同行援護	14	182	14	182	14	182
	行動援護						
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
知的障害者	居宅介護	25	350	28	392	31	434
	重度訪問介護	1	180	1	180	1	180
	同行援護						
	行動援護	15	465	18	558	21	651
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
精神障害者	居宅介護	92	1,196	100	1,300	109	1,417
	重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
	同行援護						
	行動援護	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
障害児	居宅介護	1	5	1	5	1	5
	重度訪問介護						
	同行援護	1	20	1	20	1	20
	行動援護	4	40	4	40	4	40
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
合計	居宅介護	140	1,947	151	2,093	163	2,252
	重度訪問介護	4	588	4	588	4	588
	同行援護	15	202	15	202	15	202
	行動援護	19	505	22	598	25	691
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
計		178	3,242	192	3,481	207	3,733

(2) 短期入所

居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人を施設に短期間入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行うサービスです。

■ サービスの取り組み状況

利用者数、利用日数ともに、実績値が計画値を上回っています。近隣市に知的障害のある人を対象とした短期入所事業所が開設し、知的障害者において見込んでいたより利用が多かったことが主な要因となっています。

サービス種別			平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
			利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
短期入所	身体障害者	計画値	5	76	5	76	5	76
		実績値	6	68	6	48	5	41
		達成率	120.0	89.5	120.0	63.2	100.0	53.9
	知的障害者	計画値	9	43	9	43	9	43
		実績値	18	78	20	94	21	105
		達成率	200.0	181.4	222.2	218.6	233.3	244.2
	精神障害者	計画値	1	10	1	10	1	10
		実績値	1	1	1	13	1	24
		達成率	100.0	10.0	100.0	130.0	100.0	240.0
	障害児	計画値	3	19	3	19	3	19
		実績値	3	12	6	23	6	25
		達成率	100.0	63.2	200.0	121.1	200.0	131.6
計		計画値	18	148	18	148	18	148
		実績値	28	159	33	178	33	195
		達成率	155.6	107.4	183.3	120.3	183.3	131.8

※平成 29 (2017) 年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第 5 期計画中的見込量については、平成 29 (2017) 年度までのサービスの利用実績等をもとに勘案して見込みました。

短期入所は緊急時や介護者のレスパイトの面から重要なサービスとなります。ヒアリングから事業所の増加が見込まれるものの、市内に事業所が少ないとの課題があることから、利用希望者が必要な時に利用できるようサービス事業者と連携を図りながら提供体制の確保に努めます。

サービス種別			平成 30 年度 (2018 年度)		平成 31 年度 (2019 年度)		平成 32 年度 (2020 年度)	
			利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
短期入所	身体障害者		6	54	6	54	6	54
	知的障害者		22	110	23	115	24	120
	精神障害者		1	20	1	20	1	20
	障害児		6	24	6	24	6	24
計			35	208	36	213	37	218

(3) 日中活動系サービス

① 生活介護

障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障害のある人について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のための援助を行うサービスです。

■ サービスの取り組み状況

利用者数、利用日数ともに増加傾向で、おおむね計画通りの推移となっています。

サービス種別		平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)		
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	
生活介護	身体障害者	計画値	33	515	34	530	35	546
		実績値	30	488	32	517	35	571
		達成率	90.9	94.8	94.1	97.5	100.0	104.6
	知的障害者	計画値	91	1,802	97	1,921	103	2,039
		実績値	94	1,781	90	1,764	92	1,834
		達成率	103.3	98.8	92.8	91.8	89.3	89.9
	精神障害者	計画値	4	37	5	47	6	56
		実績値	4	42	4	47	4	53
		達成率	100.0	113.5	80.0	100.0	66.7	94.6
計		計画値	128	2,354	136	2,498	144	2,641
		実績値	128	2,311	126	2,328	131	2,458
		達成率	100.0	98.2	92.6	93.2	91.0	93.1

※平成 29 (2017) 年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第 5 期計画中的見込量については、平成 29 (2017) 年度までのサービスの利用実績等をもとに勘案して見込みました。

今後も利用ニーズが増加することが見込まれるため、サービス事業所をはじめ大阪府や近隣市とも連携しながら提供体制の確保に努めます。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)		平成 31 年度 (2019 年度)		平成 32 年度 (2020 年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	身体障害者	37	592	40	640	43	688
	知的障害者	94	1,880	96	1,920	98	1,960
	精神障害者	4	48	4	48	4	48
計		135	2,520	140	2,608	145	2,696

② 自立訓練

自立訓練には、機能訓練と生活訓練があり、機能訓練は、身体障害のある人や難病のある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション等の必要な支援を行うサービスです。

また、生活訓練は、知的障害のある人や精神障害のある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等の日常生活に必要な訓練その他の必要な支援を行うサービスです。

■ サービスの取り組み状況

利用者数は横ばいで、計画通りの推移となっています。利用日数は増加傾向で、平成29（2017）年度は計画値を上回ると見込まれます。

サービス種別		平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)		
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	
自立訓練	身体障害者	計画値	2	22	2	22	2	22
		実績値	2	12	1	10	1	8
		達成率	100.0	54.5	50.0	45.5	50.0	36.4
	知的障害者	計画値	1	33	1	33	1	33
		実績値	0	0	1	20	2	39
		達成率	0.0	0.0	100.0	60.6	200.0	118.2
	精神障害者	計画値	3	28	3	28	3	28
		実績値	4	40	4	39	3	47
		達成率	133.3	142.9	133.3	139.3	100.0	167.9
計	計画値	6	83	6	83	6	83	
	実績値	6	52	6	69	6	94	
	達成率	100.0	62.7	100.0	83.1	100.0	113.3	

※平成 29（2017）年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第5期計画中の見込量については、平成29（2017）年度までのサービスの利用実績等をもとに勘案して見込みました。

自立訓練は地域移行に向け身体能力・生活能力の維持・向上を図る重要なサービスですが、サービス提供できる事業所等が限られていることから、大阪府や近隣市と連携しながら提供体制の確保に努めます。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)		平成 31 年度 (2019 年度)		平成 32 年度 (2020 年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
自立訓練	身体障害者	1	8	1	8	1	8
	知的障害者	2	40	2	40	2	40
	精神障害者	4	48	4	48	4	48
計		7	96	7	96	7	96

③ 就労移行支援

就労を希望する障害のある人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動や就職後における職場定着のための相談等の必要な支援を行うサービスです。

■ サービスの取り組み状況

平成 27（2015）年度は利用時間、利用日数ともに実績値が計画値を下回っていましたが、平成 29（2017）年度は、利用者数が計画値を上回ると見込まれます。精神障害者の利用者数は横ばいと見込んでいましたが、年々増加し、実績値が計画値を大きく上回っています。

サービス種別			平成 27 年度（2015 年度）		平成 28 年度（2016 年度）		平成 29 年度（2017 年度）	
			利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）	利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）	利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）
就労移行支援	身体障害者	計画値	3	19	3	19	3	19
		実績値	2	30	1	4	0	0
		達成率	66.7	157.9	33.3	21.1	0.0	0.0
	知的障害者	計画値	4	89	4	89	4	89
		実績値	2	25	3	36	4	55
		達成率	50.0	28.1	75.0	40.4	100.0	61.8
	精神障害者	計画値	2	38	2	38	2	38
		実績値	4	44	5	53	7	64
		達成率	200.0	115.8	250.0	139.5	350.0	168.4
計		計画値	9	146	9	146	9	146
		実績値	8	99	9	93	11	119
		達成率	88.9	67.8	100.0	63.7	122.2	81.5

※平成 29（2017）年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第 5 期計画中の見込量については、平成 29（2017）年度までのサービスの利用実績等をもとに勘案して見込みました。

現在市内には就労移行支援事業所がありません。今後利用ニーズが増加することが見込まれるため、就労移行支援事業に参入意向がある事業所や、大阪府や近隣市と連携しながら提供体制の確保に努めます。

また、一般就労への環境を整えるため、地域自立支援協議会、公共職業安定所、大阪府障害者職業センター、八尾・柏原障害者就業・生活支援センター、柏原市商工会等と連携して、一般企業への啓発や働きかけに努めます。

サービス種別			平成 30 年度（2018 年度）		平成 31 年度（2019 年度）		平成 32 年度（2020 年度）	
			利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）	利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）	利用者数 （人/月）	利用日数 （人日/月）
就労移行支援	身体障害者		1	11	1	11	1	11
	知的障害者		4	52	4	52	5	65
	精神障害者		7	70	8	80	8	80
計			12	133	13	143	14	156

④ 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援には、A型とB型があり、A型は、通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

またB型は、障害のある人のうち、年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難な人、就労移行支援によっても通常の事業所に就労できなかった人等に、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

■ サービスの取り組み状況

就労継続支援（A型）については、利用者数、利用日数ともに増加傾向で、実績値が計画値を大きく上回っています。事業所の新規開設や、生活保護者や生活困窮者等への就労支援による利用者の増加によるものが要因と考えられます。

就労継続支援（B型）については、利用者数、利用日数ともに増加傾向で、おおむね計画通りの推移となっています。障害別にみると知的障害者では実績値が計画値をやや下回っています。

サービス種別		平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)		
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	
就労継続支援 (A型)	身体障害者	計画値	2	37	2	37	2	37
		実績値	9	155	17	294	18	337
		達成率	450.0	418.9	850.0	794.6	900.0	910.8
	知的障害者	計画値	10	209	12	251	14	293
		実績値	17	332	20	372	22	405
		達成率	170.0	158.9	166.7	148.2	157.1	138.2
	精神障害者	計画値	11	197	14	251	17	304
		実績値	32	506	48	755	60	977
		達成率	290.9	256.9	342.9	300.8	352.9	321.4
計		計画値	23	443	28	539	33	634
		実績値	58	993	85	1,421	100	1,719
		達成率	252.2	224.2	303.6	263.6	303.0	271.1
就労継続支援 (B型)	身体障害者	計画値	11	172	11	172	11	172
		実績値	11	162	13	178	11	178
		達成率	100.0	94.2	118.2	103.5	100.0	103.5
	知的障害者	計画値	55	1,034	58	1,090	61	1,147
		実績値	49	856	51	925	51	932
		達成率	89.1	82.8	87.9	84.9	83.6	81.3
	精神障害者	計画値	43	404	46	432	49	461
		実績値	43	431	43	454	51	494
		達成率	100.0	106.7	93.5	105.1	104.1	107.2
計		計画値	109	1,610	115	1,694	121	1,780
		実績値	103	1,449	107	1,557	113	1,604
		達成率	94.5	90.0	93.0	91.9	93.4	90.1

※平成 29 (2017) 年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第5期計画中的見込量については、平成29（2017）年度までのサービスの利用実績等をもとに勘案して見込みました。

就労に向けた訓練の場や日中活動の場として今後も利用ニーズが増加すると見込まれることから、サービス事業所と連携を図りながら、質の向上と提供体制の確保に努めます。

サービス種別		平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
就労継続支援 (A型)	身体障害者	19	342	20	360	21	378
	知的障害者	24	456	26	494	29	551
	精神障害者	75	1,200	94	1,504	118	1,888
計		118	1,998	140	2,358	168	2,817

サービス種別		平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
就労継続支援 (B型)	身体障害者	11	165	11	165	11	165
	知的障害者	51	918	51	918	51	918
	精神障害者	56	560	61	610	67	670
計		118	1,643	123	1,693	129	1,753

⑤ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

平成30（2018）年度からの新規サービスとなります。サービスによる職場定着率が80%と想定したうえで、福祉施設から一般就労への移行者を利用者として見込んでいます。

就労継続支援、生活介護、自立訓練事業所等に対してサービスへの参入を促進するなどして、提供体制の確保に努めます。

サービス種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
就労定着支援	身体障害者	1	4	5
	知的障害者	5	10	13
	精神障害者	5	9	14
計		11	23	32

⑥ 療養介護

医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等の支援を行うサービスです。

■ サービスの取り組み状況

利用者数に増減がないことから、計画通り3人で推移しています。

サービス種別		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
療養介護	計画値	3	3	3
	実績値	3	3	3
	達成率	100.0	100.0	100.0

※平成 29 (2017) 年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第5期計画中の見込量については、平成29(2017)年度までのサービスの利用実績をもとに、3人で推移すると見込んでいます。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
療養介護		3	3	3

(4) 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で一人暮らしを希望する人などに対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

平成 30（2018）年度からの新規サービスとなります。地域定着支援の利用者を当該サービスの利用者として見込んでいます。

市内事業所などに対してサービスへの参入を促進するなどして、提供体制の確保に努めます。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
自立生活援助	身体障害者	0	0	0
	知的障害者	1	1	1
	精神障害者	1	1	1
計		2	2	2

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住宅に入居している障害のある人に、主に夜間において、その住居で行われる入浴、排せつ又は食事の介護等の必要な支援を行うサービスです。

■ サービスの取り組み状況

利用者数は増加傾向で、おおむね計画通り推移しています。

サービス種別		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
共同生活援助	身体障害者	計画値	2	2
		実績値	3	3
		達成率	150.0	150.0
	知的障害者	計画値	37	39
		実績値	34	37
		達成率	91.9	94.9
	精神障害者	計画値	11	11
		実績値	10	9
		達成率	90.9	81.8
計	計画値	50	52	
	実績値	47	49	
	達成率	94.0	94.2	

※平成 29（2017）年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第 5 期計画中的見込量については、平成 29（2017）年度までのサービスの利用実績等をもとに勘案して見込みました。

グループホームは、障害のある人が地域生活へ移行するうえで居住の場となる重要なサービスです。地域生活への移行を推進する中で、今後も利用ニーズが増加すると見込まれることから、地域住民の理解を促進しながら事業者の参入促進に努めます。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
共同生活援助	身体障害者	3	3	3
	知的障害者	39	41	43
	精神障害者	13	15	17
計		55	59	63

③ 施設入所支援

サービスの概要

施設に入所する障害のある人に、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事等の介護、生活等に関する相談その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

■ サービスの取り組み状況

利用者数は40人を超えて推移しており、計画値を上回っています。

平成27(2015)年度は2人が退所、平成28(2016)年度は3人が退所し5人が新たに入所しました。

サービス種別			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
			利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)
施設入所支援	身体障害者	計画値	9	9	9
		実績値	8	10	10
		達成率	88.9	111.1	111.1
	知的障害者	計画値	29	28	27
		実績値	32	32	31
		達成率	110.3	114.3	114.8
	精神障害者	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	0
		達成率	100.0	100.0	0.0
計	計画値	39	38	37	
	実績値	41	43	41	
	達成率	105.1	113.2	110.8	

※平成29(2017)年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第5期計画中の見込量については、平成29(2017)年度までのサービスの利用実績等をもとに勘案して見込みました。

地域生活への移行を推進するうえで多くの方の退所が望まれることから、受け皿となるグループホームの整備に努めるとともに、障害のある人が地域で生活することへの市民の理解促進に向けた取り組みを柏原市障害者計画の施策に基づき行います。

サービス種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
		利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)
施設入所支援	身体障害者	10	10	10
	知的障害者	30	29	28
	精神障害者	1	1	1
計		41	40	39

(5) 相談支援

相談支援とは、障害のある人、障害のある児童の保護者又は障害のある人の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

■計画相談支援

支給決定を受けた障害のある人又はその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事業などを勘案し、サービス等利用計画を作成するものです。

■地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害のある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行うものです。

■地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人などに対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行うものです。

■ サービスの取り組み状況

計画相談支援は利用者数を横ばいで見込んでいましたが、増加傾向となっており、実績値が計画値を大きく上回っています。

地域移行支援については、おおむね計画通りで推移しています。

地域定着支援については、利用実績がありませんでした。

サービス種別			平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
			利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
計画相談支援	身体障害者	計画値	9	9	9
		実績値	11	15	12
		達成率	122.2	166.7	133.3
	知的障害者	計画値	15	15	14
		実績値	30	38	42
		達成率	200.0	253.3	300.0
	精神障害者	計画値	10	10	10
		実績値	21	36	55
		達成率	210.0	360.0	550.0
	障害児	計画値	1	1	1
		実績値	2	19	26
		達成率	200.0	1900.0	2600.0
計		計画値	35	35	34
		実績値	64	108	135
		達成率	182.9	308.6	397.1
地域移行支援	身体障害者	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	-	-	-
	知的障害者	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	-	-	-
	精神障害者	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	2
		達成率	100.0	100.0	200.0
計		計画値	1	1	1
		実績値	1	1	2
		達成率	100.0	100.0	200.0
地域定着支援	身体障害者	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	-	-	-
	知的障害者	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0
	精神障害者	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	-	-	-
計		計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0	0.0	0.0

※平成 29 (2017) 年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第5期計画中の見込量については、平成29（2017）年度までのサービスの利用実績等をもとに勘案して見込みました。

計画相談支援の利用ニーズは今後も増加すると見込まれますが、市内における計画相談支援事業所数は十分ではないことから、市内事業所などに対してサービスへの参入を促進するなどして、提供体制の確保に努めます。

サービス種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
計画相談支援	身体障害者	12	12	12
	知的障害者	44	46	49
	精神障害者	70	89	113
	障害児	31	37	44
計		157	184	218

サービス種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
地域移行支援	身体障害者	0	0	0
	知的障害者	0	0	0
	精神障害者	2	2	2
計		2	2	2

サービス種別		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
地域定着支援	身体障害者	0	0	0
	知的障害者	1	1	1
	精神障害者	1	1	1
計		2	2	2

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

地域生活支援事業は、市町村が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟にサービスを実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害や障害のある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化するものです。

■ サービスの取り組み状況

市民に対する理解や認識を深めるとともに、人権尊重の意識を醸成するため、柏原市障害者虐待防止センターでの活動をはじめ、広報紙や講演会の開催等を通じて実施しています。

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

当事者やボランティア、地域組織等の幅広い参加・協力を得ながら、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた市民の意識醸成や障害者差別解消法の周知啓発など、障害や障害のある人に対する市民の理解促進につながる取り組みを推進します。

また、福祉と教育の連携により、家庭や学校、地域における福祉教育を充実し、ノーマライゼーション、インクルージョンの理念の定着を促進します。

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援するものです。

■ サービスの取り組み状況

柏原市立自立支援センターにおけるサロン活動など、障害のある人やその家族との交流を通じた自立促進を図っています。

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

障害のある人やその家族などが互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する「ピアサポート」活動や災害対策活動、見守り活動、障害のある人などに対するボランティアの養成や活動支援などの自発的活動に対する効果的な事業の実施を検討します。

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自発的活動支援事業	有	有	有

③ 相談支援事業

障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援するものです。

■ サービスの取り組み状況

現在市内には、「柏原市障害者生活相談支援センター ピアセンターかしわら」（主に身体障害に関すること）、「生活支援センター さんねっと」（主に知的障害に関すること）、「地域生活支援センターかしわら くまのいえ」（主に精神障害に関すること）、「障害児相談支援センター なにわの里」（主に障害児に関すること）の4か所の相談支援事業所があり、自立支援協議会などを通じて市や事業所同士の連携を深めています。

サービス種別		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
		事業所数 (箇所)	事業所数 (箇所)	事業所数 (箇所)
障害者相談支援事業	計画値	4	4	4
	実績値	4	4	4
	達成率	100.0	100.0	100.0
基幹相談支援センター	計画値	無	有	有
	実績値	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画値	無	無	無
	実績値	無	無	無
住宅入居等支援事業	計画値	無	無	無
	実績値	無	無	無

※平成 29 (2017) 年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

障害者相談支援事業については、現在稼働している4か所の相談事業所の連携を深め、すべての障害特性に対応できるよう充実を図ります。

基幹相談支援センターにおいては、平成 30 (2018) 年度の設置を目標に体制整備に努めます。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
		事業所数 (箇所)	事業所数 (箇所)	事業所数 (箇所)
障害者相談支援事業		4	4	4
基幹相談支援センター		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業		無	無	無
住宅入居等支援事業		無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある人又は精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行うものです。

成年後見制度法人後見支援事業は、法人後見実施のための研修や、法人後見の適正な活動のための支援など、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制づくりを進めるものです。

■ サービスの取り組み状況

成年後見制度利用支援事業の利用者数は、実績無し又は1人で推移しています。

サービス種別		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
		利用者数 (人/年)	利用者数 (人/年)	利用者数 (人/年)
成年後見制度利用支援 事業	計画値	2	2	2
	実績値	1	0	1
	達成率	50.0	0.0	50.0

※平成 29 (2017) 年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第 5 期計画中的見込量については、平成 29 (2017) 年度までのサービスの利用実績等をもとに勘案して見込みました。

国においては、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行され、制度の利用促進が図られています。市においても今後障害のある人の高齢化の進展や認知症高齢者が増加すると見込まれ、当該サービスが重要となってくることから、制度の周知や利用促進を図ります。

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度利用支援事業	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無

⑤ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行うものです。

■ サービスの取り組み状況

手話通訳者設置事業の設置人数、手話通訳者派遣事業の実利用人数は、おおむね計画通り推移しています。

本市では手話講座(2講座)の開催などにより手話通訳者の人材育成を図っています。要約筆記については、平成19(2007)年度より社会福祉協議会に委託し養成講座を開催しています。平成23(2011)年度からは、パソコン要約筆記講座を開催し、派遣体制の充実に努めています。

サービス種別		平成27年度(2015年度)	平成28年度(2016年度)	平成29年度(2017年度)
手話通訳者設置事業 (人数)	計画値	2	2	2
	実績値	2	2	2
	達成率	100.0	100.0	100.0
手話通訳者派遣事業 (実利用人数)	計画値	31	31	31
	実績値	32	28	29
	達成率	103.2	90.3	93.5
要約筆記者派遣事業 (実利用人数)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	達成率	-	-	-

※平成29(2017)年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第5期計画中の見込量については、平成29(2017)年度までのサービスの利用実績等をもとに勘案して見込みました。

必要な手話通訳者、要約筆記者を継続して確保し、提供体制の確保に努めます。

サービス種別	平成30年度(2018年度)	平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)
手話通訳者設置事業(人数)	2	2	2

サービス種別	平成30年度(2018年度)		平成31年度(2019年度)		平成32年度(2020年度)	
	延利用件数 (件/年)	延利用時間 (時間/年)	延利用件数 (件/年)	延利用時間 (時間/年)	延利用件数 (件/年)	延利用時間 (時間/年)
手話通訳者派遣事業	311	765	301	741	291	716
要約筆記者派遣事業	30	148	30	148	30	148

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある人へ情報保障を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするものです。

■ サービスの取り組み状況

手話奉仕員の養成は、計画値を下回って推移しています。

サービス種別		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
手話奉仕員養成研修事業 (人数)	計画値	40	40	40
	実績値	35	19	21
	達成率	87.5	47.5	52.5

※平成 29 (2017) 年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第 5 期計画中的見込量については、平成 29 (2017) 年度までのサービスの利用実績等をもとに勘案して 20 人と見込みました。

養成講座の案内を市広報誌やホームページに掲載するなどして周知し、研修への参加者の増加に努めます。

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話奉仕員養成研修事業 (人数)	20	20	20

⑦ 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行うものです。

■介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いる椅子など

■自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具

■在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計などの在宅療養等を支援する用具

■情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具

■排泄管理支援用具

ストマ用装具などの排せつ管理を支援する衛生用品

■居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■ サービスの取り組み状況

排泄管理支援用具の利用者数が増加傾向となっており、実績値が計画値を上回っています。その他の日常生活用具については、おおむね実績値が計画値を下回っています。

(給付件数)

サービス種別		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	計画値	12	12
		実績値	2	3
		達成率	16.7	25.0
	自立生活支援用具	計画値	35	35
		実績値	11	10
		達成率	31.4	28.6
	在宅療養等支援用具	計画値	7	7
		実績値	10	14
		達成率	142.9	200.0
	情報・意思疎通支援用具	計画値	12	12
		実績値	10	7
		達成率	83.3	58.3
	排泄管理支援用具	計画値	1,335	1,335
		実績値	1,479	1,728
		達成率	110.8	129.4
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画値	1	1	
	実績値	1	3	
	達成率	100.0	300.0	

※平成 29 (2017) 年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第 5 期計画中の見込量については、平成 29 (2017) 年度までのサービスの利用実績等をもとに勘案して見込みました。

障害のある人が安定した日常生活を送るため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具が必要な人に提供されるよう、サービスの周知・啓発に努めます。

(給付件数)

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護・訓練支援用具	3	3	3
自立生活支援用具	12	12	12
在宅療養等支援用具	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	10	10	10
排泄管理支援用具	1,640	1,640	1,640
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	1	1

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うものです。

■ サービスの取り組み状況

利用者数、利用時間ともに増加を見込んでいましたが、減少傾向となっており、実績値が計画値を下回っています。

サービス種別			平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
			利用者数 (人/年)	利用時間 (時間/年)	利用者数 (人/年)	利用時間 (時間/年)	利用者数 (人/年)	利用時間 (時間/年)
移動支援	身体障害者	計画値	36	4,860	37	4,995	38	5,130
		実績値	36	3,871	32	3,562	27	3,270
		達成率	100.0	79.7	86.5	71.3	71.1	63.7
	知的障害者	計画値	60	10,200	65	11,050	70	11,900
		実績値	75	9,863	74	9,173	58	7,775
		達成率	125.0	96.7	113.8	83.0	82.9	65.3
	精神障害者	計画値	35	1,330	43	1,634	51	1,938
		実績値	17	724	17	1,457	17	1,590
		達成率	48.6	54.4	39.5	89.2	33.3	82.0
	障害児	計画値	25	1,075	26	1,118	27	1,161
		実績値	11	767	4	154	2	28
		達成率	44.0	71.3	15.4	13.8	7.4	2.4
計		計画値	156	17,465	171	18,797	186	20,129
		実績値	139	15,225	127	14,346	104	12,663
		達成率	89.1	87.2	74.3	76.3	55.9	62.9

※平成 29 (2017) 年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第 5 期計画中の見込量については、平成 29 (2017) 年度までのサービスの利用実績等をもとに勘案して見込みました。

アンケートでもニーズが高くなっていることから、提供体制と質の向上の確保に努めます。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)		平成 31 年度 (2019 年度)		平成 32 年度 (2020 年度)	
		利用者数 (人/年)	利用時間 (時間/年)	利用者数 (人/年)	利用時間 (時間/年)	利用者数 (人/年)	利用時間 (時間/年)
移動支援	身体障害者	28	3,164	29	3,277	30	3,390
	知的障害者	59	7,670	60	7,800	61	7,930
	精神障害者	17	1,598	18	1,692	19	1,786
	障害児	11	429	12	468	13	507
計		115	12,861	119	13,237	123	13,613

⑨ 地域活動支援センター事業

障害のある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うものです。

■ サービスの取り組み状況

本市では、平成 18（2006）年度から「地域生活支援センターかしわら」が地域活動支援センター事業を実施しています。

サービス種別		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
地域活動支援センター	箇所数	1	1	1
	利用者数	46	32	35

※平成 29（2017）年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第 5 期計画中の利用者数については、平成 29（2017）年度までのサービスの利用実績等をもとに勘案して見込みました。他の日中活動系サービスの整備と調和を図りつつ、各事業所と連携し、障害のある人の日常生活や社会参加等の支援充実に努めます。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
地域活動支援センター	箇所数	1	1	1
	利用者数	35	35	35

(2) 任意事業

障害のある人の能力及び適性に応じ、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、本市独自で地域生活支援の任意事業として、以下の事業を実施していきます。

① 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図る事業です。本市においては、訪問入浴を行う事業所に委託して実施しています。

② 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息がとれる支援をする事業です。

障害のある児童に対しては、障害児タイムケア事業として同様のサービスを提供しています。

③ 生活支援事業

地域において就労が困難な在宅にいる障害のある人に対し、通所施設において、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス及び支援を行います。

④ 点字・声の広報等発行事業

視覚障害のある人にとってわかりやすい点訳、音訳などによって、市の広報誌など障害のある人が地域生活するうえで必要性の高い情報の入手を支援しています。

⑤ 自動車運転免許取得・改造助成事業（社会参加促進事業）

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

第5章 障害児福祉計画

1 数値目標の設定

(1) 児童発達支援センターの設置

■ 第1期計画の目標

【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32(2020)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないとされています。

【大阪府の目標値】

国基準に沿った目標設定としています。

【市の目標値】

平成32(2020)年度末までに、市町村又は圏域で、児童発達支援センターを1か所設置することを目標とします。

(2) 保育所等訪問支援の充実

■ 第1期計画の目標

【国の基本指針】

障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより平成32(2020)年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とされています。

【大阪府の目標値】

国基準に沿った目標設定としています。

【市の目標値】

現在市内には、保育所等訪問支援事業所が1か所あります。引き続き当該サービスの提供体制が確保できるよう、事業者と連携しながらサービス提供に努めます。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

■ 第1期計画の目標

【国の基本指針】

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32(2020)年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とし、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとされています。

【大阪府の目標値】

府内の重症心身障害児の数が約2,400人であることを把握していることから、平成32(2020)年度末までの必要整備箇所数を設定しています。なお、市町村単独での確保が困難な場合、圏域での確保であっても構わないとしています。

【市の目標値】

平成32(2020)年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市内に少なくとも1か所ずつ確保することを目標とします。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

■ 第1期計画の目標

【国の基本指針】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30(2018)年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とされています。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないとされています。

【大阪府の目標値】

国基準に沿った目標設定としています。

【市の目標値】

平成30(2018)年度末までに、市において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目標とします。

また、当該協議の場に、医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置します。

2 障害児通所支援等の見込量

(1) 障害児通所支援サービス

障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を指します。

■児童発達支援

身体障害のある児童、知的障害のある児童又は精神障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行うものです。

■医療型児童発達支援

肢体に障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行うものです。

■放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供するものです。

■保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害のある児童、又は今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行うものです。

■居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害のある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施するものです。

■ サービスの取り組み状況

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスでは、利用者数、利用時間ともに、実績値が計画値を大きく上回っており、特に児童発達支援はサービス事業所が新たに開設したことから、利用者数の実績値が計画値の200%以上となっています。また、関係機関による「特別な支援が必要な児童」への早期発見、早期療育への支援が行われたことも、これらのサービスの増加につながっていると考えられます。

保育所等訪問支援については、実績値が計画値を下回っています。

サービス種別		平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
児童発達支援	計画値	11	103	11	103	11	103
	実績値	24	201	30	228	32	247
	達成率	218.2	195.1	272.7	221.4	290.9	239.8
医療型児童発達支援	計画値	4	43	5	54	6	64
	実績値	6	67	7	69	7	70
	達成率	150.0	155.8	140.0	127.8	116.7	109.4
放課後等デイサービス	計画値	81	664	100	820	119	976
	実績値	90	1,015	108	1,343	116	1,413
	達成率	111.1	152.9	108.0	163.8	97.5	144.8

※平成 29 (2017) 年度は見込

サービス種別		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
		利用回数 (回/月)	利用回数 (回/月)	利用回数 (回/月)
保育所等訪問支援	計画値	3	3	3
	実績値	2	2	1
	達成率	66.7	66.7	33.3

※平成 29 (2017) 年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第1期計画中の見込量については、平成29（2017）年度までのサービスの利用実績等をもとに勘案して見込みました。

サービス利用の増加に対応するため、サービス提供事業者に新規参入、事業拡大などを働きかけ、提供体制の確保に努めます。

居宅訪問型児童発達支援は平成30（2018）年度から始まる新サービスです。アンケートからニーズがありますが、提供体制の整備も鑑みサービス量を見込みました。

サービス種別	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
児童発達支援	34	272	36	288	39	312
医療型児童発達支援	7	70	7	70	7	70
放課後等デイサービス	124	1,488	133	1,596	142	1,704

サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
	利用回数 (回/月)	利用回数 (回/月)	利用回数 (回/月)
保育所等訪問支援	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	4	4	4

(2) 障害児相談支援

障害のある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の評価及び計画の見直し等を行うサービスです。

■ サービスの取り組み状況

障害児相談支援の利用者数は、実績値が計画値を大きく上回り、増加傾向で推移しています。平成 27（2015）年度から利用者全員に障害児支援利用計画、サービス等利用計画を作成することとなったことや、障害児の相談支援体制が強化されたことが主な要因となっています。

サービス種別		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
障害児相談支援	計画値	5	7	8
	実績値	29	41	48
	達成率	580.0	585.7	600.0
計画相談支援	計画値	1	1	1
	実績値	2	19	26
	達成率	200.0	1900.0	2600.0

※平成 29（2017）年度は見込

■ 見込量算出の考え方と確保の方策

第 1 期計画中の見込量については、平成 29（2017）年度までのサービスの利用実績等をもとに勘案して見込みました。

利用者の増加が見込まれることから、サービス事業所の安定した事業運営の継続を図るとともに、相談支援の質の向上に向け相談員に対する研修への参加等を促進します。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
障害児相談支援		52	56	61
計画相談支援		31	37	44

3 子ども・子育て支援事業計画との連携

(1) 障害のある児童の子ども・子育て支援事業の利用量の見込

障害の有無に関わらず地域の中で児童が共に成長するとともに、障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するためには、障害のある児童がその発達等の状況に応じて適切に子ども・子育て支援事業を受けられる体制の整備に努める必要があります。

そのため国においては、平成32（2020）年度末までの障害のある児童の子ども・子育て支援事業の利用量を見込み、それを満たす提供体制を設定することとされています。

しかし、現行の子ども・子育て支援事業計画は、平成31（2019）年度末までの、障害のある児童を含めた子ども全体の利用量の見込となっていることや、「障害児」として利用量を見込む対象の状態像が不明確であることなどから、国が求める障害のある児童の利用量のみを抽出することが困難となっています。

このようなことから、障害のある児童の子ども・子育て支援事業の利用量は第2期以降の障害児福祉計画において利用量を見込むことができるよう、今後、第1期障害児福祉計画におけるPDCAサイクルを運用する中で、国や大阪府をはじめ関係機関、関係部署において所要の調整を行い、各年度の実績を把握するように努めます。

なお、柏原市子ども・子育て支援事業計画における平成30（2018）年度及び平成31（2019）年度の量の見込と提供体制の確保の内容及びその実施時期について、本計画で同様に掲載します。

(2) 柏原市子ども・子育て支援事業計画における量の見込と提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 1号認定

3～5歳で保育の必要性がない認定区分（幼稚園、認定こども園）です。

【量の見込と確保の内容】

(単位：人)

		平成30年度 (2019年度)	平成31年度 (2020年度)
量の見込	市内の子ども	614	596
	(他市町村の子ども)	332	332
	①量の見込 計	946	928
確保の内容	認定こども園・幼稚園	250	250
	確認を受けない幼稚園	468	468
	(他市町村の子ども)	332	332
	他市町村の施設利用	20	20
	②確保の内容 計	1,070	1,070
②-①	124	142	

【確保の方策】

- 現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。
- 認定こども園への移行を促進します。

② 2号認定

3～5歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園）です。

【量の見込と確保の内容】

(単位：人)

	平成30年度 (2019年度)	平成31年度 (2020年度)
①量の見込	778	770
②確保の内容	891	891
②-①	113	121

【確保の方策】

- 現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。
- 保育環境の充実に努めます。

③ 3号認定

0～2歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園、地域型保育事業）です。

【量の見込と確保の内容】

（単位：人）

		平成30年度 (2019年度)	平成31年度 (2020年度)
①量の見込		531	526
②確保の内容	認定こども園・保育所	520	520
	地域型保育事業	20	20
②-①		9	14

【確保の方策】

○認可保育所の入所枠を拡大するとともに、新たに地域型保育事業の認可をすすめることで、供給体制を整えます。

（単位：人）

	平成30年度 (2019年度)	平成31年度 (2020年度)
0～2歳児の量の見込	531	526
0～2歳の児童数（全体）	1,387	1,358
保育利用率（利用定員数/児童数）	38.3%	38.7%

④ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込と確保の内容】

【確保の方策】

			平成30年度 (2019年度)	平成31年度 (2020年度)
①量の見込（延日数/月）			1,648	1,583
②確保の内容	つどいの 広場	実施か所数	3	3
		延日数/月	1,500	1,500
	子育て支援 センター	実施か所数	3	3
		延日数/月	1,000	1,000
②-①（延日数/月）			852	917

○良質かつ適切な施設の環境づくりや、事業の質の向上に努めます。
○事業の積極的な広報活動を行います。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（乳児早期訪問）

生後2、3か月頃の乳児のいる家庭に保健師及び看護師が訪問し、乳児の発育、発達、授乳、病気の予防（予防接種）などの子育てに関する情報提供を行う事業です。

【量の見込と確保の内容】

	平成30年度 (2019年度)	平成31年度 (2020年度)
①量の見込（実人数/年）	459	451
②確保の内容（実人数/年）	459	451
②-①（実人数/年）	0	0

【確保の方策】

○4か月児健診までに保健師及び看護師による原則全戸訪問を行います。

⑥ 養育支援訪問事業（ママプラス）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込と確保の内容】

	平成30年度 (2019年度)	平成31年度 (2020年度)
①量の見込（実人数/年）	459	451
②確保の内容（実人数/年）	459	451
②-①（実人数/年）	0	0

【確保の方策】

○見守りが必要な家庭だけに留まらず、原則全戸訪問を実施します。

⑦ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込と確保の内容】

	平成30年度 (2019年度)	平成31年度 (2020年度)
①量の見込（延日数/年）	20	19
②確保の内容	実施か所数	3
	延日数/年	90
②-①（延日数/年）	70	71

【確保の方策】

○現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所について、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

⑧-1 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

【量の見込と確保の内容】

		平成 30 年度 (2019 年度)	平成 31 年度 (2020 年度)
①量の見込 (延日数/年)		23,582	22,948
	うち 1 号認定による一時預かり	6,370	6,266
	うち 2 号認定による一時預かり	17,212	16,682
②確保の内容	実施か所数	8	8
	延日数/年	35,000	35,000
②-① (延日数/年)		11,418	12,052

【確保の方策】

○現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

⑧-2 幼稚園在園児以外の一時預かり

【量の見込と確保の内容】

		平成 30 年度 (2019 年度)	平成 31 年度 (2020 年度)
①量の見込 (延日数/年)		1,033	1,013
②確保の内容	実施か所数	7	7
	延日数/年	4,140	4,140
②-① (延日数/年)		3,107	3,127

【確保の方策】

○現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日数及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込と確保の内容】

		平成 30 年度 (2019 年度)	平成 31 年度 (2020 年度)
①量の見込（実人数/年）		301	298
②確保の内容	実施か所数	11	11
	実人数/年	1,351	1,351
②-①（実人数/年）		1,050	1,053

【確保の方策】

○現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

⑩ 放課後児童会（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込と確保の内容】

		平成 30 年度 (2019 年度)	平成 31 年度 (2020 年度)
①量の見込（実人数/年）		622	593
②確保の内容	実施か所数	10	10
	実人数/年	775	775
②-①（実人数/年）		153	182

【確保の方策】

○今後 5 年以内に受け入れ枠等を拡大し、面積基準等を満たすよう努めます。

第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進

(1) 制度の周知及び相談支援体制等の充実

利用者の意思でサービスを選択し利用していくため、障害者総合支援法や児童福祉法の改正で創設されたサービスなどを周知し、理解を深めていくことが必要です。

そのため、広報やウェブページなどを活用し、制度の周知を行うとともに、府や柏原市障害者自立支援協議会との連携を図り、総合的な相談支援体制の充実を図り、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

(2) 総合的なケアマネジメント体制の推進

サービス利用者の「選択・自己決定」を支援するため、「選択」の基本となる情報提供、「自己決定」をサポートする体制の整備に努める必要があります。

このため、地域でサービスを必要としている障害のある人に対して、サービス支給決定前にケアマネジメントを実施し、支給決定の参考とすることや障害のある方等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスを総合的かつ適切な利用の支援等を行うため、障害のある人や家族からの相談に応じて、個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切な支給決定ができるよう、ケアマネジメント体制の充実を図っていきます。

(3) 障害福祉サービス等の充実

「自己決定」と「自己選択」による地域移行等を実現するためには、利用者のニーズを的確に把握するための相談支援体制の整備、訪問系サービスの充実、利用者のニーズに応じた日中系サービスの確保、就労支援体制の整備、地域生活を可能とする社会資源及びサービスの充実を図る必要があります。

今後も、障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス）及び地域生活支援事業の充実を図ります。

また、サービス量の充実だけでなく、質の向上も求められることから、施設や事業者がサービス提供等に関してさまざまなネットワークを構築できるよう、情報の共有などを行っていきます。

2 進行管理と点検・評価

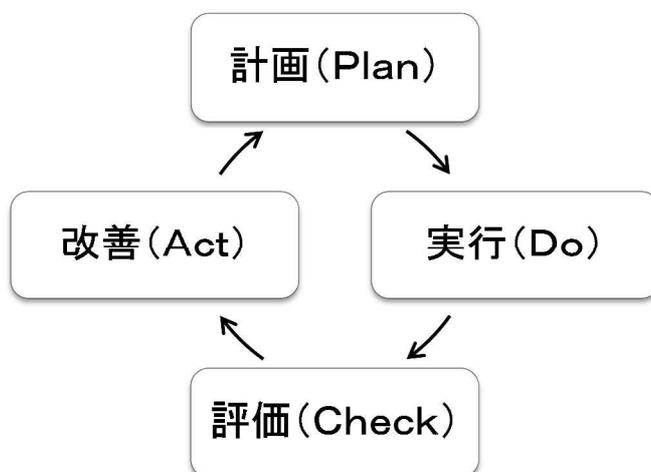
(1) 国及び府、関係機関等との連携

計画の円滑な推進にあたっては、国及び府の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、近隣市町との連携を図ります。

また、保健・医療、福祉、教育、労働など広範な分野にわたる総合的な施策の展開については、庁内関係課及び社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、民生・児童委員、ボランティア、障害者団体、サービス提供事業者、企業、各分野の専門家等との連携を密に図り、計画を総合的に推進します。

(2) 計画の点検・評価体制の構築

市は本計画の着実な実行に努めるため、計画の進行状況の取りまとめを行うとともに、柏原市障害者自立支援協議会等との連携を行い、「計画(Plan)-実施・実行(Do)-点検・評価(Check)-処置・改善(Action)」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づき、計画の成果目標や活動指標について年1回の評価・点検を行い、必要な場合は計画の見直しを行い、情報公開をしていきます。



1 : Plan	計画	・国の基本指針に即して成果目標及び活動指標を設定
2 : Do	実施・実行	・計画の内容を踏まえ、事業を実施
3 : Check	点検・評価	・成果目標及び活動指標などの進捗状況を管理し、社会情勢やニーズなども踏まえながら、計画の中間評価を実施
4 : Action	処置・改善	・中間評価などの結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しなどを実施

資料編

1 柏原市障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法第11条の規定に基づく障害者計画、障害者総合支援法第88条の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法第21条、第24条並びに第33条の規定に基づく障害児福祉計画を策定するため、柏原市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に定める事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する調査研究
- (2) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の立案
- (3) 前2号に掲げるもののほか障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害福祉関係団体の代表者
- (3) 医療、保健、福祉、雇用、教育等の関係者で市長が必要と認める者
- (4) 障害福祉サービス利用者の関係者
- (5) 公募委員
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱に係る計画策定完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害福祉課において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

(要綱施行後の最初の委員会における委員招集及び議長)

- 2 この要綱施行後、最初に開催される委員会の招集及び委員長が選出されるまでの議長は、健康福祉部長が行う。

2 委員名簿

氏名	職名等
◎小口 将典	関西福祉科学大学
○栄 広司	地域生活支援センターかしわら
小嵩 葉子	医療法人 養心会 国分病院
菱川 幹人	障がい者支援施設 高井田苑
田中 律子	NPO法人みのりコミュニオン たんぽぽ
坂上 和弘	八尾保健所
松本 恭一	藤井寺公共職業安定所
堀 智晴	柏原市療育指導員
山田 修子	大阪手をつなぐ育成会柏原支部
酒本 順次	柏原市身体障害者福祉会
前川 阿紀子	社会福祉法人 柏原市社会福祉協議会
巽 香代	柏原市障害者生活支援センター
東野 成昭	地域生活支援センターさんねっと
漆嶋 真一	社会福祉法人 なにわの里
上村 明	市民公募
永田 みゆき	市民公募
植田 尚代	柏原市教育委員会 指導課
村井 みゆき	健康福祉部こども政策課
石橋 敬三	柏原市健康福祉部長

◎は委員長、○は副委員長

3 策定の経過

開催日等	会議等	内容
平成 29 (2017) 年 9 月 5 日	柏原市障害者計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 期柏原市障害福祉計画、第 1 期障害児福祉計画の概要について ・アンケートの内容について
平成 29 (2017) 年 9 月 21 日～10 月 6 日	アンケート調査実施	
平成 29 (2017) 年 11 月 1 日～11 月 10 日	ヒアリング調査実施	
平成 29 (2017) 年 12 月 26 日	柏原市障害者計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査およびヒアリング結果について ・第 5 期柏原市障害福祉計画、第 1 期柏原市障害児福祉計画の素案について
平成 30 (2018) 年 2 月 5 日～2 月 26 日	パブリックコメント実施	
平成 30 (2018) 年 3 月 20 日	柏原市障害者計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・計画案の承認について

第5期柏原市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画

発行：平成30（2018）年3月

柏原市 健康福祉部 障害福祉課

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号

TEL：072-972-1501（代表）

FAX：072-972-2200

E-mail：shogai@city.kashiwara.lg.jp